

平成17年6月15日

1. 出席議員

1 番	徳 村 博 紀	12 番	岩 吉 泰 彦
2 番	伊 東 茂	13 番	井 手 常 道
3 番	福 井 正	14 番	青 木 幸 平
4 番	水 頭 喜 弘	15 番	中 村 清
5 番	橋 爪 敏	16 番	谷 口 良 隆
6 番	山 口 瑞 枝	17 番	中 島 邦 保
7 番	中 村 雄 一 郎	18 番	吉 田 正 明
8 番	橋 川 宏 彰	19 番	谷 川 清 太
9 番	森 田 峰 敏	20 番	松 尾 征 子
10 番	北 原 慎 也	21 番	中 西 裕 司
11 番	寺 山 富 子	22 番	小 池 幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中 義 明
局 長 補 佐	坂 本 芳 正
管 理 係 長	迎 英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総	務	唐	島		稔
市	民	坂	本	博	昭
産	業	山	本	克	樹
建	設	江	頭	毅	一 郎
企	画	北	村	建	治
総	務	北	村	和	博
財	政	藤	田	洋	一 郎
市	民	中	村	和	典
選	挙				
管	理				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
税	務	北	御	門	敏
課	長	迎			和
福	祉	井	手	讓	二
事	務	平	石	和	弘
所	長	福	岡	俊	剛
保	險	中	川		宏
健	康	藤	家	敏	昭
課	長	松	浦		勉
農	林	井	手	清	治
水	産	森		久	幸
産	課	小	野	原	利
課	長	中	橋	孝	司 郎
商	工	中	村	博	之
観	光	谷	口	秀	男
課	長	一	ノ	瀬	健
都	市	安	富	弘	信
建	設	江	口		徹
課	長				
環	境				
下	水				
道	課				
課	長				
ま	ち				
な	み				
活	性				
課	長				
水	道				
課	長				
会	計				
課	長				
教	育				
長					
教	育				
次	長				
兼	庶				
務	課				
長					
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					
同	和				
対	策				
課	長				
兼					
生	涯				
学	習				
課	参				
事					
農	業				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
監	査				
委	員				
事	務				
局	長				
監	査				
委	員				

平成17年6月15日（水）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1

一般質問（通告順による）

平成17年鹿島市議会6月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
5	10 北 原 慎 也	<p>1.教育の地方分権活用を。</p> <p>(1) 三位一体の改革 教育版。 〔国がやるべきこと 地方が（鹿島が）やるべきこと〕</p> <p>(2) 学習指導要領と学校教育実践活動。</p> <p>(3) 総合学習導入と学力向上政策。 （体験学習の導入による学力に関して）</p> <p>(4) 真の基礎学力とは。</p> <p>(5) 生涯学習の中の学校教育の位置づけ。 （基本的生活習慣の確立と子どもの学習力）</p> <p>2.鹿島の雇用状況について。</p> <p>(1) 正社員（従業員）とパートの実態は？</p> <p>(2) 兼業事業者（第一次産業従事者のうち）の忙繁期外のパート労働者の実態は？（農・林・水産業者）</p> <p>(3) 雇用状況改善の手だては？</p> <p>3.鹿島の教育と産業の一体的発展のために教育が果たす役割を問いたい。</p>
6	11 寺 山 富 子	<p>1.障害者福祉について。</p> <p>(1) 精神障害者を取り巻く状況について。</p> <p>① 鹿島市における現状と問題。</p> <p>② 鹿島作業所ひまわりの移転に関する支援策を。 ※ 借りている建物の取りこわしが予定、統計事務所跡に関する質問、場所の選定について。</p> <p>③ 外来制度移行に伴う受け入れ体勢について。</p> <p>(2) 障害者支援センター、グループホームの設置に積極的な取り組みを。</p> <p>(3) 障害者自立支援法案をめぐり、障害者福祉のあり方、考えを問う。</p> <p>2.義務教育における生徒指導について、教育長の考えを問う。</p>
7	4 水 頭 喜 弘	<p>1.行財政改革について。</p> <p>2.防災行政。</p> <p>(1) 防災対策について</p>

順番	議員名	質問要旨
7	4 水頭喜弘	3. 住民基本台帳について。 (1) 本市の取り扱い状況は。 4. 有害鳥獣対策について。 5. 保健行政。 (1) 海外療養費制度について。
8	14 青木幸平	1. 高興郡との交流をどうするのか。 (1) 竹島問題と絡めての交流中止の申し入れに、きちんと対応すべきではないのか。 (2) 提携交流後の民間経済実績はどれくらい上がっているか。 2. 鹿島市地域新エネルギービジョンについて。 (1) 鹿島市としての地域新エネルギービジョン最重点施策は何か。 (2) 中木庭ダムの常時流水の有効利用は検討されているか。 3. 財政基盤強化計画案について。 (1) 特別職、市長三役・議員については報酬審議会で検討されているが、市職員の俸給については人事院勧告をそのまま踏襲している。財政が苦しくなるのであれば職員も地域の賃金体系に合わせる努力が必要ではないのか。 (2) 新規職員採用は17年度0人・18年度2名・19年度2名・20年度2名と計画されているが、若者の失業率は10%越えるといわれている。地域経済は先ず雇用を第一に考えなければならないと思う。人事院勧告以上に下げてその分若い人を入れたほうが、市行政の若返り活性化・健全化になると思うがその考えはないか。

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。まず、10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

おはようございます。10番北原慎也でございます。通告に従いまして質問をさせていただ

きたいと思います。

1点目は、教育の地方分権活用をということで5点ほど質問をしたいと思います。すべて関連をいたしておると思います。

2点目は、鹿島の雇用状況についてということで、これは3点ほど質問をいたしますが、このところは一問一答でお願いをしたいと思います。

3点目は、1、2と関連をいたしまして質問いたしたいと思います。

1点目、地方分権活用をということで、三位一体の改革、その教育版、国がやるべきことと地方でやるべきこと、いわゆる鹿島がやるべきこと。それから2点目は、学習指導要領と学校教育実践活動、今の学習指導要領を生かした教育はどうしているかということですね。それから3番目は、総合学習導入、今の教育は総合学習を導入してやっている。それと、学力向上政策。特に体験学習の導入によって学力がどうなっているのか、そこら辺についてお尋ねをしたいと思います。このことについては、前にも1度お尋ねをしたことがあると思いますが、よろしくお祈いします。4点目は、再度真の基礎学力、基礎学力というのは一体何なのかということでお尋ねをします。5点目、生涯学習の中の学校教育の位置づけ、生涯学習というのは胎児から亡くなるまでという、このスパンの中で学校教育をどう位置づけてやればいいのか。特に、基本的な生活習慣の確立という問題と子供の学習力の問題についてであります。

2点目は、鹿島の雇用状況についてでございますので、これは正社員とパートの実態、それから、第1次産業従事者のうちの兼業事業者というんですかね、そういう人たちの忙しい時期を外したときのパート労働者の実態がどうなっているのか、農林水産業の方々についてであります。それから、雇用状況の改善の手だてをどう考えておられるかということでもあります。

3点目は、その鹿島の教育と、いわゆる鹿島の産業の一体的発展のために教育がどういう役割を果たせばよいかということでお尋ねをしたいと思います。

先ほども申し上げましたように、一般質問の要領が変わりましたので、先ほどのような形で質問をさせていただきたいと思います。

教育問題では総括質疑を、雇用問題では一問一答方式で、教育の果たす役割についてはまた総括質疑という形になろうかと思ひます。よろしくお祈いをいたします。

まず1点目、教育の問題についてお尋ねをいたします。

今回の質問を要約して申し上げるならば、鹿島の市民全体で鹿島の産業と鹿島の教育を一体化させた生涯教育として社会教育、学校教育をひっくるめた教育計画が必要ではないかということでもあります。その根拠は、これまでの国の教育政策は国家主義、中央集権体制に向けての施策であって、官僚主導型政策は今までの状況を見ますと破綻しているのではないかと云われるような嫌ひがあります。このことは、政治の中核である国会、行政、あるいは財

界の動きにおいても功利主義、利己主義、自己保身主義の体制にあるように見受けられるからであります。それを雄弁に物語っているものは、政党政治の国政運営を図るべきなのに民意を解しない政党の体質を国民は見抜き、支持政党なしの増加を欲しいままにしている現実であります。国の言いなり、文部科学省の言いなりでは本当に素晴らしい鹿島の教育はできないのではないかと。最近特に文部科学省の学習指導要領の改訂のありようを見て朝令暮改の感をぬぐい得ません。

ことは戦後60年、いわば節目の年であり、私は長崎で被爆して60年、被爆者にとっては、被爆という地獄を見てから60年ということでもあります。世界唯一の被爆国民として世界に平和を求める先頭に立つべき国であると思っています。

憲法改正、教育基本法改正の論議が出て賛否両論、60年前までの大日本帝国、軍国主義、国粹主義に洗脳された私は少年時代を送ったのであります。もはや過去のものとして葬り去られる節目かなと、わびしく思うことがあります。

戦後の教育は、その反省に立って民主主義国家確立のために教育基本法を制定し、新しい日本国憲法のもと基本的人権は尊重され、権利を保障し、義務教育費無償、子供の教育を保障するとして、学習指導要領は基準であって、地方自治体によって創意工夫し実践できるものでありました。生活単元学習を中心とした地域教育でありました。それが1960年、日米安全保障条約の発効を境に中央集権化され、学習指導要領に法的拘束力を持たせ、文部省、県教育委員会、市町村教育委員会、学校長と権力集中構造ができ上がり、教育委員は公選制から任命制へ、校長、教頭は昇任試験制度で、命令系統の中で管理職は上目遣いばかりの教育社会ができ上がったわけでありました。

教育の内容は、教科書採択で小学校、中学校ともに文部科学省検定をパスしたものだけが選ばれることになり、文部省官僚の言いなりの検定本だけが採択、採用され、執筆者の中には、現実を曲げてまではと文部省を相手どり教科書裁判をされた方もありました。ここらになりますと、新聞等でどなたも御存じのこと、教育長も理解いただけると思います。

さて、質問の内容について申し上げたいと思います。教育の地方分権活用の問題であります。

最近、しきりに三位一体の改革であるとか、骨太の改革推進であるとか、地方にできることは地方でとか、民にできることは民でとか、中央では響きのいい言葉でさりげなく言いながら、実は政府のこれまでとってきた政策のひずみや失敗のツケを体よく地方や民に肩がわりをしていただきたいということ、私には押しつけ行政としか見えません。例えば、今私たち市長を中心に長崎本線存続問題で県や国土交通省、JRと議論をしていますが、副知事の態度を見てみると、論議の後は既定方針どおりにやらせていただきますといったこれまでの行政手法と全く変わらないものを感じます。整備新幹線は政治新幹線と言われる方もあります。市長は、基本的人権という人間の本質にかかわる権利があるとすれば、一地方の地域に

も地域性があり尊重されるべきだと言っておられます。市長、長崎本線は絶対に譲ってはいけません。頑張っしてほしいと思います。

地域主権、そのとおり、地方分権とは地方主権の問題でありましょう。国はみずから道州制を打ち出しながら何らその進展は見られません。国会議員の先生方は、与野党を問わず自分の首の問題だから進めようもしないのではないのでしょうか。官僚も、中央でぬくぬくとできているのを道州制で地方にやられるようなことを急ぐ必要はあるまいと思うのは人情でありますでしょうか。市町村合併で地方をスリム化することで何とか急場をしのごうとか、実はこの手法が教育でも同じようなものであります。

学力が国際的にやや低下したから中央教育審議会に答申を出してもらう。週5日制に対して世論を聞いて考えてもらう、義務教育費国庫負担を見直そう、総合学習の成果は余り見えてこないなどなど、幸い鹿島の教育、小・中学校の教育では総合学習を取り入れた後も着実な学力の向上が見られ、いじめ、あるいは不登校なども鎮静化しつつあると聞いております。

12月議会で学習指導要領の一部改訂の問題を取り上げ、教育長に文書による回答を求めました。その中で教育長は、一部改訂は発展的な取り扱いだから心配かけないように運用していく旨の説明がなされました。さらに私は、学力とはという質問をしましたが、今生きる力とはぐくまれるかどうかによってとらえる必要があるということであります。

私は、余り難しく考えたくありません。学力とは、生きるために必要な読み、書き、そろばん、昔はそろばんと言っておりました。今は算数ですかね、読み、書き、算ができれば、あとはみずからの知恵を生かす学習をすることだと思っています。

また、親が子供のしつけ教育が十分でないとか、基本的な生活習慣ができていないなどの批判もこの教育で乗り切れようとしていると思います。だから、学校教育の中に体験学習を取り入れたり地域の人たちと一緒に実践できる総合学習を取り入れ、生涯学習の地域づくりと共通項を持った取り組みがなされ、家庭、地域、学校の連携が見られるようになったと思っています。

ところが最近では、さっき申し上げましたように、学力にもっと力を入れるようにとか、教員大学院構想を持ち出して指導力向上をねらうという、猫の目行政よりもひどい朝令暮改の教育行政を文部科学省は平気でやろうとしています。

教育長、市長、こういう状況をどのように受けとめられるのか、私の言っていることがそうだと思うのか、文部行政はそうではないとおっしゃるのか、国の行政構造はそうではないとおっしゃるのか、お尋ねをいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

大変大きな問題を御質問いただいたと思いますが、教育の地方分権活用をということで、所感を含めて、今後の考え方はどうかということであったかというふうに思います。

ここに示されております5項目につきまして、一つ一つというよりも、関連がありますので、まとめて申し上げさせていただきたいと思います。

国の動き、あるいは喫緊の憂慮される課題等につきまして、非常に厳しく、また鋭く、しかも御自身の経験、あるいは考え方等を通して提言、または疑問等が提示されたというふうに私は思っております。

中でも印象に残ったのは、やはり学校教育と社会教育をリンクさせての教育ビジョン、あるいは、周囲に流されることなく地に足を着けた教育の推進、この辺につきましては特に貴重な御示唆でありまして、もう異論どころか、大変力強い後押しということで私は受けとめさせていただいたところでもあります。加えて、鹿島市におけるいわゆる総合学習の取り扱い、あるいは学力向上への取り組み、また、不登校等への対応、これも一定の評価をいただいたことは、なお一層実績に備えていく責任を心新たにしたところでもあります。

そこで、総括的なお尋ねとして、朝令暮改の感がある教育行政をどのように受けとめるかということであろうかと思いますが、基本的には時代を超えて変わらないもの、例えば、基礎基本の学力の定着であるとか、あるいは基本的な生活習慣の素地づくり、こういったものは特に学校教育に求められる不易の使命というふうに私は思います。

さまざまな変革があろうとなかろうと、こういうことに翻弄されることなく、どっしり構えていくことが最も肝要かというふうに思います。そういう中で、総合学習の創設、あるいは課題学習、体験学習等が最近重視をされるようになってきているわけですが、いわば流行の部分かというふうに思います。不易はもちろん重要であるわけですが、やはり時代の流れ、時の求め、よきものはやはり積極的に取り入れていく柔軟性もやっぱりあわせ持ちながら、不易と流行の調和をいかに図っていくかということが、最終的には当市の子供たちのためにより望ましい教育スタンスとなろうというふうに私は思っております。

もう議員が言わんとされる趣旨、これは十分しんしゃくをして今後要所要所にその意図を生かしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

三位一体改革と教育の問題絡めて、ちょっと私の私見を申し上げます。

といいますのが、先般ですね、全国市長会がありました折に、その日の朝8時から佐賀県選出の全国会議員さんと県内、今8市の市長と朝食会をしまして、いろんな意見交換会をしました。

先ほどこちょっと議員お触れになりました国の三位一体改革、あるいは、これは地方分権というものと同質のものでありますが、これに対しては、全国会議員さん、これだまされちゃいかんと、地方にとってはこれは逆だということをはっきり、あなた方は認識しないとけませんよと、これ自民党の国会議員さんも全員言われるんですよ。そういうことなんですよ。

というのが、どういうことかといいますと、まず皆さん方、三位一体改革というのは、税源を移譲しますと、それから、国庫負担金補助を削減しますと、見直しますと言っていますが、実質これは削減なんです。それから交付税を、これも見直しという言葉を使っていますが、これも大幅に削減なんです。現実にそれ起こっていますね。このうちのまず税源移譲から言いますと、これ3兆円地方に税源移譲しますと。これを裏返して言えば、国庫に入ってくる、今までの国税収入というのは減ってくるわけです。国税収入の、国税五税のうちの交付税特別会計は皆さん方御存じでしょう、構造を。交付税五税のうちの約30%前後をそれぞれ国庫に入ってきたものの中から交付税特別会計に入れる。しかし、全体の税源を地方に移譲した分国税が減ってきますから、これ全体交付税減りますよね。これで交付税というのはますます苦しくなる。こういう構造にあるわけです。それをさっき言われた皆増税と、こういう構造になっているんですね。

それからもう一つはですね、税源移譲と言われても、地方に税源が転がっていない、もとの税源が転がっていないわけなんです。それを地方はどうするかと。しかし、それを交付税で補てんしますという理屈なんですけど、さっき言いましたような交付税特別会計の構造からいいますと、交付税で補てんするということができない。

次、2番目に国庫負担金補助、これも見直すと、減らすということですが、この中で実は教育費の問題、あと6,000億円ですか、7,000億円ですか、教育費をどうするかという問題が残っています。今まで我々市長会はこれは堅持をしてくれと、国庫で持ってくれと、これを堅持してくれということをやっていたわけですね。今度市長会のゲストに、今の文部科学大臣は何というですかね、宮崎県選出の、あの方の旦那さん、北朝鮮の女性の言いよんさんと（「中山」と呼ぶ者あり）中山大臣が皮肉られたわけです。あなたたち市長会はほんのこの前まで、これは国庫で教育費というのは持ってくれと言いつたでしょうがと、何で今さらこれを地方に交付税なんかに入れろと言いつつとですかと、こういう皮肉られたわけですけどね。もっともなことです。これは特に国会議員の数名、保利耕輔先生なんかも強調しておりますが、教育費は現ナマでもろうた方がよかして、地方に格差なかして、格差がつかんかしてですね。これもやっぱり甘い説明にだまされたいかんとというふうに思うわけです。

それから、3番目の交付税の見直しと言っておりますが、これも減るとのこと。つまり国の三位一体改革というのは地方にとっては逆なんですよということを与党の国会議員の先生全員、地方選出の国会議員として言われるわけです。我々はこのことをやっぱりよく踏ま

えておかにゃいかん。これがこのまま何で教育費の 6,000億円がそういうふうになったかといひますと、もともと市長会と知事会は意見が違っていたんですね。知事会、市長会、あるいは町村会、いろいろばらばらであったのを、これでは地方の声として、国に対する声として弱いから、これを統一しようということになって、いわば市長会、特に地方の市長会は知事会に譲ってしまったと。ここに実は大きなターニングポイントがあるんだというふうに思ひます。こういう目で教育問題についても、やっぱり我々は注視をしとかなければいけないというふうに思ひます。

6月には、いわゆる政府の骨太方針がはっきり出されるということでありますので、そのあたりから私どもは注目をしておかなければいけない問題だろうというふうに思ひています。

○議長（小池幸照君）

10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

どうもありがとうございます。大体私が考えていることと教育長、市長がお考えになっていることと一致したというふうに私は理解をいたしました。だからこそ私はやっぱり鹿島の教育を何とか考えていかんばいかんとじゃなかかなということをお願いをしたわけであります。

今、教育長の方からは、不易と流行と、まさにこの二つのことがうまくかみ合うというのが一番いいのではないかなと。ただ、私は総合学習を流行だとは思ひていませんので、そこら辺は少し食い違いがあるかなというところ、後だってお話をしたいというふうに思ひます。

それから、市長からの三位一体の問題は、私も口先だけで国民を愚弄するなど言いたいんですよね。官僚主導の政治がもう本当に国民不在ですね、これは私は霞が関の今のありようだというふうに思ひて、残念でなりません。これだけは付言をしておきたいというふうに思ひます。

学力について、私は教育委員会の方から学力調査報告書をおいただきいたしまして、見せていただきました。その中で特に観点別の通過率ですね、これを見て、12年、13年、14年、15年、16年度まで、私は横ばいでいいというふうに思ひておったわけですが、少しずつ向上をしてきておる。いうことを見ますと、私は総合学習を取り入れた鹿島は、いい教育ができたんだという自負を持っていいのではないかなあというふうに思ひました。ですから、これまた後だっこのところで議論をしてみたいと、3点目のところでですね。

通告の2点目の方に入らせていただきます。

雇用の問題についてであります。まず、鹿島の雇用の状況についてお尋ねをいたします。

第4次総合計画の中では、雇用対策というのは非常に全体のスペースから見ると、ほんのごくわずかしかなりません。そして、これからどうするのかというのを見ましても、ちよっ

と本当雇用の問題については寂しいなという感じを持っております。特に本市の就業環境を見てみますと、資料を商工観光課の方から、それから、ハローワークの方からおいただきをして見せていただいたわけですが、パート、私はパートの労働者はもっと多かったのではないかなというふうに見ておったんですが、そうじゃないみたいですね。人口案分で見ると、一般労働者 5,670人、パート労働者 250人ということですから、パート労働はえらい少なかなあという感じを受けるわけですが、そこら辺についてどういうふうに見ておられるのか、この就業環境はパート的職場が多いのではないかというふうに思っているんですが、そこら辺についてどうなんでしょうね。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

北原議員の質問にお答えをいたします。

これはハローワークのこししの4月の雇用保険者の方からの数字でございますけれども、一般労働者の方が男子で7,013名、女子が7,167名ということです。一般労働者の計が1万4,180名でございます。パートの方でございますけれども、これは男子で63名、女子で563名の合計626名ですので、一般とパート合わせますと1万4,806名になるかと思っています。これはあくまでもハローワーク鹿島ですので、鹿島市、藤津郡、それから旧白石町の一部を含んでおりますから、これをおおむね鹿島市内に換算をいたしますと、大体上記の40%程度が鹿島市に該当するかと思っています。それでいきますと、一般労働者の方が鹿島市では男子が2,805名、女子が2,867名の合計5,672名と、パートの方が男子で25名、女子で225名ですから、合計250名で、一般、パート合わせますと5,922名になろうかと思っています。ただこれは、一般とパート労働者と分けております。これはハローワークの方で、パート労働者の方というのは、あくまでもこの場合は時間的に申しますと30時間以下の方ということでございますので、30時間からオーバーした方は若干一般労働者の方へ入っていらっしゃると思いますので、この数字から言いますと、もう少し数字的にはふえるかと思っていますけど、その辺はなかなかちょっと解析が難しいかと思っています。

もう一つ、4月の職業紹介でございますけれども、これは4月末の現在ですけれども、求人数は873名ございます。これに対しましてパートの割合が404名でございますから、大体求人のうちおおむね半分ほど46.5%がパートの割合ということになります。

それから、求職者数の方でございますけれども、これは1,686名でございますけれども、このうちパートの方が就職者が414名でございますから24%ですので、4人に1人程度はパートの方が多いと、これから見てみましても、やはり求人数が約半分ほどがパートになるかと思っています。仕事を求められる方も、4人に1人の方がパート関係を申し込んでおられるというような状況でございます。

以上でございます。（発言する者あり）

申し上げます。これはあくまでも雇用保険に入っている方の数でございますから、これに入っていない方はこれにカウントはしていないということでございますので。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

雇用保険に入っているか入っていないかでパートであるか正社員であるかというふうに分けられるわけですね。実際に鹿島で働いている人を見てみると、パートの方がむしろ多いというふうには見えるわけですよ。今お話を聞くと、週30時間以上は正規の社員みたいな扱いになっているわけですね。いわゆる雇用保険被保険者数の中に入ると。30時間以下の人はパートだということになるわけですね。そうすると、ハローワークの求人情報を見たんですが、正社員としてどうぞというのは少ないわけですね。パート労働はたくさんあります。そういうことを考えると、パートの行き先はほんなごてあつとなというような感じがします。これをこう見よつぎにや、ありやパートに関しては求人募集数 404人、求職者数 419人、求人率は0.98ですから、これは上等ですね。かなり高いというふうに見られるわけですね。そうしますと、2点目の質問に入ります。

そこで、鹿島の主要産業としては、今まで市長ずっと鹿島は第1次産業がやっぱり主要産業だと、鹿島の産業、だから、第1次産業にウエートを置かんばいかんというふうにずうっと言ってこられたわけですね。ところが、きのうの伊東議員の質問での答弁でも、どうもあんまり農業にしても漁業にしても専業というのは少ないと、農業あるいは漁業者、林業というのは、農業と大体一緒になってやっておられる方が多いと思いますので、そういう人たちが農閑期、いわゆる閑散期、百姓の忙しいとき以外に、あるいはノリが終わったとか、貝がもう済んだとかいう後の、そういうときの働き口というんですか、そういうのはパートで出られる方もかなりいらっしゃるんじゃないかというふうに思うわけですが、そこら辺の状況はどういうふうですかね。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

第1次産業の閑散期のパートの実態でございますけれども、まず、農業の場合ですけれども、これは2000年の農林業センサスから一応出しております。今現在、販売農家戸数が1,657戸、うち専業が279戸、これが16.8%でございます。第1種の兼業農家が401戸、これが24.2%、第2種兼業農家が977戸、これが59%でございます。このうちパートの可能な人数でございますけれども、これは農業センサスの中で、農業の就業人口というデータがご

ございます。それと、期間的農業従事者という数字がございます。これは農業の就業人口ですが、これは調査日前に農業のみに従事した世帯とか、農業と兼業に双方に従事した世帯のことを申しております。それと期間的農業従事者ですけれども、これは農業に主として従事した世帯のうち調査前1年間の主な状態が仕事に従事した者のことをいう数字でございますので、これから申しますと、この差、これがパートに出られる可能性のある方だと思いますけれども、専業農業就業人口が2,951名でございます。期間的農業従事者が2,184名でございますから、この差でございますので、767名の方がパート可能かと思っております。

次は、漁業でございますけれども、これは2003年の農業センサスからでございますけれども、総数が218戸ございます。専業が58戸、これが26.6%、それから、兼業のうち漁業が主の方が111戸、これは50.9%、兼業のうち漁業が従の方が49戸、これは22.5%でございます。パート可能な人数ということですので、このうち兼業の111戸と49戸、これに1経営体当たりの従業員数がこれは平均で2.48と出ていますので、これを掛けますとおおむね397名程度の方がパート可能かなという数字でございます。

それからもう一つ、今度は林家の場合でございますけれども、これは平成15年のポケット農林水産統計からでございますけれども、林家の総数が509戸、農家林家が365戸、非農家林家が144戸ということでございますけれども、このうちパートの可能な方ということでいえば非農家林家の方だと思われまので、これに1世帯当たり2人程度掛け合わせますと288名程度かなと思っております。

以上、農林水産業、ひとつ推計でございますけれども、合計で1,452名程度になりますから、おおむね1,500名程度の方がパートも可能かなということで推計をいたしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

ありがとうございました。

農家、あるいは漁業者ですね、販売をしている人、漁業よりも農業の方がやっぱりパートに出る人は多いみたいですね。ただ、じゃあこの農家の人たちがこういう姿がいいのかというのがあります。きょうはもうこのことについては触れませんが、これは当然行政としては、農業にしても、漁業にしても専業農家で働く人がふえてくるような施策をとらんばいかんやろうというふうには私は思うわけですね。ところが、実態はこういうふうにはないと。やっぱり農家や、あるいは漁業者についてもパート労働としての職場を見つけてやらんばいかんわけですね。潜在的な失業者というのは少ないかもわかりませんが、そういうパートに出る人が行けない状態であるというのはかなりいらっしゃる思うんですね。これ失業者の中に入らないわけですよ。表に見える失業者としてはね。どこかで出ていると失業者にならん

わけでしょう。ですから、そこら辺を考えますと、やっぱり何らかの対策を考えていかんといかんという状況にあると思います。

一つ考えられるのは、きのうは商店街の空洞化の問題も出ておりましたがけれども、鹿島にとって駅前開発というのは、これはもう非常に大きなウエートがあると思うんですよ。今すぎやがああいう状況にあるし、それからシティホテルもああいうことになっています。そうすると、ちょっと駅前に行っても何となく寂しいわけですね。ここを何とかせんといかんというふうに思うわけですが、その雇用の問題と絡めてどういうふうにそこら辺をお考えなのか、対策としてお尋ねをしておきたいと思いますが。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

パートに行きたくても行けないという状況、やはりこれはいろんな雇用面での対策を講じていくべきじゃないかと、その一つとしては、駅前開発というふうなことを具体的におっしゃいましたけれども、確かに、駅前の今固有名詞でおっしゃったお店あたりがいろんな状況です。ここでいろんな形で雇用を始めるというか、生み出すというか、そういう形であれば、当然雇用の面の活性化になっていくと、これも一つだと思います。

それと、総合計画の話もされましたけれども、地場産業の育成というふうな視点での雇用対策、これも一つだと思います。それから、企業誘致による雇用面の対策と、そういう形が雇用面全体の活性化につながっていくと、これはもう重々承知をいたしております。我々担当部署としては、そこを基本に踏まえながらいろんなことに取り組んでいっておりますし、それから、今いろんな情報も入ってきています。厳しい状況ながら問い合わせあたりもあっていますので、そういったところからひとつ、非常にお金がない時代ですから、我々ない知恵かもわかりませんが、積極的に体で動いてそういうことに努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

雇用の受け皿ですね、この問題とすぎやさん、あるいはシティホテル、これはちょっと別に切り離して議論した方がよかろうと思います。といいますのは、例えばシティホテルさんでもなかなかお客さんが思うように入っていない状況がずっと続いていたと思うんですが、今の鹿島市の宿泊者のキャパシティ、能力、こういうものを考えますと、横にスカイタワーホテルという大きなものができましたね。だから、やっぱりこの影響というのは大きいと思うんです。だから、シティホテルがなくなりましたが、そのかわりにさらに大きいスカイ

タワーホテルができたこと、こういう受け皿的には鹿島市としては持てたということですね。それからまた、今市内にはララベル、ピオ、モリナガ、それから前すぎやがありました。ところが、今回すぎやが会社更生法を断念したという記事も載っておりましたが、そのかわりは北鹿島のヴィータ、これがまた復活してきました。そのように鹿島市の購買力からいいますと、やっぱりそのあたりに限界線が現時点であるんじゃないかという感じがいたします。ですから、全体で言いますと、すぎやさんはポシャったけどヴィータが出てきたと、こういう補完的なものも出てきておりますので、したがって、駅前という要素は、これは今後は後に残るわけです。駅前が一番玄関口にシティホテルとすぎやさんが今建物があいているという状況です。これをじゃあ市がそのまま買い取ってどうするかと、これは一つ一つ企業が倒産したから市がどうのこうのせにやいかんという問題でもありませんが、駅前の、やっぱり鹿島市の玄関口ですので、今後これは慎重かついろんな広範囲の分野から検討していくべき問題と、重要課題だというふうには受けとめております。

したがって、この雇用の確保というものに戻りますと、実は部長の方が今ちょっと抽象的に言いましたが、ここ数カ月間に三つ具体的な企業誘致の話があります。そのうちの一つは、どうもだめだというふうな状況になっておりますが、あと二つは、50%以上は確立あるかなという状況でありますので、これは一、二カ月後なのか、あと半年後に発表できるのか、鋭意今担当を含めて努力をしているところであります。そういうもので、やっぱり地場産業の育成を図るとともに、新規の受け皿というものもやっぱり鋭意努力していきたいと、こういうふうには思っております。

○議長（小池幸照君）

10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

どうもありがとうございました。今の市長の答弁の中で、二つの可能性、これはもうぜひひとつ生かしていただきたいと。特に先ほど申し上げました駅前の問題、これはもう市長もおっしゃるように、鹿島の玄関口でございますから、空き家みたいなのが二つあるというのはやっぱり寂しい限りで、市民としてはあそこら辺を何とかというのは強いと思うんですね。ひとつぜひ早急にと私は申し上げておきたいと思っております。きついのはわかるんですよ、今の状況ですからね。しかし、これはやっぱりやっていかないと、長崎本線問題も危なくなってくるというのがあるわけです。私はやっぱりそこをつなげたいんですよ。そういうことがないように、ぜひひとつお願いをしておきたいと思っております。

私は、きょうはどうして雇用の問題を出したかということ、実はこれが主ではありません。教育の問題が主なんです。地場産業と教育を結びつけることによって将来の子供たちに夢を持ってほしいというのが私の教育観であります。ですから、少し時間をおいただきをと思っております。

一昨日でしたか、佐賀新聞、6月12日ですから、もう少し前になりますね。佐賀市で大隈重信侯の教育、いわゆる早稲田の創始者としてのこの大隈重信を教育の中で生かしていこうと、早稲田の教授連と話を進めながら、佐賀市の教育の中にこれを取り入れていくというのがありました。ああ頑張っているなというふうに思っておりました。それから、きのうでしたね。きのうの千代田町のノリをする人たちが山の子供たちにノリを持ってお礼に行くと。ちょうど鹿島の海の森事業みたいなこと、あるいは鹿島実高がやっている海岸の清掃ですね、そういう形のものかなと思って私はうれしくておりました。私はこういう、いわゆる労働と教育の結びつき、そういうものが私は必要であろうと。

さっき不易と流行のところ、私は総合学習は流行ではないというふうなことを申し上げましたが、まさに子供が体験を通して学習をしていく、そういうことによって自分の力を付けていくというんですか、知恵を生かしていくという、習ったことをもとにして、それを自分のものにし、教えられた人を乗り越えてやっていく。梶田叡一先生が言っておられる守破離というのは、守というのは守るということ、守るといのは聞くということです。先生の話をよく聞く。そして、それを引っ張り学習をする。破というのは破るという字です。その破はそれを自分の学習の中に生かしていく。そして、それを今度はもとにして、その先生を乗り越えて次のステップを求めていく。そういう守破離の精神が私は教育の中で必要だと、それがないと本当に自分が成長したことにはならんというふうなことを梶田先生は言っておられる。

私は、この精神は流行ではなくて、やっぱり不易だと思うんですね。こういう物の考え方が定着していくことによって子供たちは育てられていく。それが崩れかけたから、崩れかけたから日本の教育はおかしくなったわけですよ。学力偏重が子供たちを間違った方向に引きずってしまった。私はそういう気がしてなりません。

これはもう名前は出しません。ある先生は、これは文部科学省の初中局長をなさった先生なんですよ。この方が公立学校には任せられんと、文部科学省の初等中等教育局長をなさった方が高校の校長になって出ています。私立の高校。そして、公立学校には任せられんと。そういうふうに親が言っているというのをうのみにしてしまふ。こういう社会を、先ほど私は、三位一体の改革の中で学校教育はどうなっているんだというのを申し上げました。まさに私はそのことだと思うんですよ。本当に指導する側がどういう考え方を持っていて指導しているかによって子供が変わってくるわけですから、今学校の先生たちが、農業をなさる、学校ですよ、体験学習として自分が指導して百姓を教えられる先生はいらっしゃるでしょうか。多分いらっしゃらないんじゃないかと思います。私たちが子供のころ、あるいは私たちが、失礼ながら、教師の出始めころ、戦後十四、五年ぐらいの間は、学校の先生が肥かごをかついで子供たちを引っ張って百姓を教えておられた。そういう中で育った子供たちは、私はやっぱり百姓をしよる子供もおると思うんですね。海の近くで漁をしながら一緒にしゃべ

りながら、話しながら子供を育てた先生により育った子供は、漁のおもしろさというのをわかってやってきたと思うんですよ。そういう体験学習を学校教育の中に取り入れる。これはもう既にあすへの生涯学習と地域づくりということの中で文部科学省がやってきたこと、やってきたことなんですね。

生涯学習を始められたのは、臨時教育審議会の第4次答申ですから、1987年です。このときにもう既に教育改革推進大綱というのを発表して、それからは学校に総合学習なんかを取り入れられるようになってきたわけですね。これはもう教育長は御存じだと思います。生涯学習課長もそれは御存じだと思いますよ。そうすると、ところが今、生涯学習課はあるけれども、その生涯学習課は学校教育と一体化した生涯学習になっているかという、私はそう見えないわけですよ。どうも年寄りの教育、お年寄りさんたちのおとどけ大学のごたつとは一生懸命しんさっぱってんが、学校教育の中に生涯学習課の方で企画されたものが入っていたり、あるいは学校教育の中であったものが生涯学習課の中の何かの計画と一緒にやってやれるとか、そういうことがあっているかという、私はそう見えないわけですね。あるいは、農業の問題を、農業体験学習をするに当たって、農林水産課と学校教育課と生涯学習課との連携ができてきているかという、どうも私はそうは見えない。そうすると、行政が一体になって教育をどう考えるのか、行政が一体になって、全部が一体になって産業を考えているのかということにならないと、やっぱり個別の産業であり、個別の教育ではないかなというふうに思うわけですね。もうそれから1987年ですから、もう20年たっているわけですね。20年たってもそういう状況ですから、この学習が本当に流行だと言えるかと思います。やらなきゃいけない、今はまだ。新しい学習指導要領はまだ出ていません。ですから、これはやらなければいけないことなんです。ところが、そういう状況ですから、かなり難しいかなというふうに思います。

その本の中で、地域からの教育計画化の視点というのを書いてあります。市町村教育行政はまさに情報技術社会に依存し、機能分解した生活の中で主体的認識を乏しくさせて住民の価値、生活観をとらえ、少しでも自立的、自主的な意識をつくり出すのに、現実に直面している生活地域問題の構造的把握から地域教育の計画化を図ることが求められていると書いてある。そして、それは戦後の、さっき私ちょっと申し上げました、生活単元学習というものが教育の中に取り入れられて、そのときは地域、指導要領というのは基準で示されているだけであって、後はその地域地域の特性を生かした教育がなされたわけです。ところが、変わってきたわけですね。それが変わったわけです。そして、今度また総合学習の中に取り入れて生きる力をはぐくむ、そういう教育、みずから学び考える力の育成をやろうということでこういうのをつくったわけですね。これ学校教育の中にもそういうものを取り入れていこうということでなされてきているわけです。ところがそうはなっていない。ここら辺はやっぱり行政として反省をしてやっていただきたいなというふうに思います。

特に、今学校と地域、地域といわゆる親、親と教師と子供と地域、これが一体化すれば子供の非行もなくなるんじゃないかとか、それから、安心して通学ができるんじゃないかとか言われているわけですから、そういうことを総合的にやっぱり考えていく必要があると。そうなりますと、学校教育も生涯学習の中に位置づけられるべきだというふうに私は思います。そこら辺について御見解をお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋教育次長。

○教育次長（中橋孝司郎君）

北原議員にお答えをいたします。

生涯学習と学校教育の絡みという部分での御質問でございますので、現在の取り組み状況について若干お伝えをしたいと思います。

まず、議員言われますように、例えばエイブルをベースとした一つの取り組みというのは目に見えてきません、確かに。そういうことで、もう一つ事業の中で生涯学習の直接的事業としては、例えば、ムツゴロウ探検隊の中で先輩の方と親とのかかわり、それからもう一つは、通学合宿という形でハウスキャンプというのが青年団を含めて今進められています。これは青年団から始まって鹿島公民館を含めてそういう子供と親のかかわりが今出てきているところでございます。それと、あと少年の夢ということで、先ほど議員申されますように、鹿島の子供たちがどういう夢を持っているかという部分での発表会という形で現在されていますが、その中でも、今子供たちは親が思うほど余り鹿島を見捨てていないというふうな状況も確かに中身的にはあるようですので、この辺をもう少し親としてやっぱり延ばしていく必要があるんじゃないかなというように思います。

それと、あと地区の公民館の活動につきましては、先ほど総合学習ということでの学校のかかわりがございますけれども、これは直接学校がという部分じゃないですけれども、そこの中には学級と先生含めて地区の授業にかかわりを持っていただいています。そういう意味では、まず地区の伝承芸能を見ていただければおわかりのとおり、高津原初め、浮立に子供たちが参加をするし、親が参加をし、そういう形での一つの形ができつつあります。これはもう6地区すべてに今行き渡っているんじゃないかなというふうにも思います。

それから、先ほどの鹿島の産業とのかかわりという部分で見ますと、現在農林水産課で行っています田んぼの学校というのが昨年は古枝小学校で開催をされました。これについては今までの田をつくって収穫をするということじゃなくて、そこに至るまでの水をどこから引いてくるかということと、田んぼに虫あたりがどのような形で生息をするかということを含めて、校長先生として地区の農業のプロの方に教えていただくというふうなことをやっていますし、あと、オンリーワンの事業の中でそれぞれの学校が今取り組みをしています。

だから、こういう芽は、総合学習を含めたそういう機運の中での盛り上がりは今できつつ

ありますので、これをさらに推し進めていかなければならないというふうに思っていますので、議員の申されますように、そういう方向で、なおこれからも進めていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

これで終わりにします。

今、生涯学習と学校教育の接点みたいなことを言っていただきました。確かにそういう側面は私も認めます。そういうことを通して子供たちはわかっていくだろうと思うんですよ。ところが、最近の状況を見ておって、きのうの一般質問の中でもやっぱり子育てが大変だ、あるいは学校も大変だ、新聞紙上なんかね。それから、お年寄りはお年寄りで老人会も大変だと、財政も大変と、みんな大変ばかりなんですよ、地域はね。ところが、その大変を乗り越えんとどうにもならんわけですね。産業も大変ですね、鹿島が生き抜いていって、将来子供が例えばよそに仕事に行ったらとします。その子供たちが、ああ鹿島はよかったにや、おいが子供のとき育った鹿島はやっぱりよかったばい、帰ってもう一遍鹿島で生活しゅうかにやと思われるような鹿島が私は必要だと思うわけですね。そうすると、そこにはやっぱり自分の体を通していろいろ学習をしたこと、そして、それが心に残ったものにならないとそうはならないのではないかと。何とかな、一つのものとして心の中に宿していく教育、そういうものが私は大切だと思うわけですね。

そうなりますと、やっぱり心に響く教育というのがなからんといかんわけですが、どうも心を支える何か欠けているんじゃないかなと、どうも私はそこにひっかかるわけですよ。それは、私は2,000年の歴史を持つ儒教の精神が欠けているのではないかなと思います。儒教というのは孔子が説いたように言っていますが、その前にもう人間がお互いに生活をしていく中で自分たちの知恵として作り出したのが儒教だそうです。それを孔子がまとめたと。何が一番大切かというのは、もう今私たちも実際にはやっているわけですね。おはようございます、こんにち、さようなら、これだけのことなんです。人間のあいさつ言葉、これが人をつくるわけ。だから、どここの学校の生徒は、ようあいさつばしんしゃつというところはいいいわけですよ。あいさつせん学校は悪くて見ゆっわけですよ。そういうことを考えると、そういう精神的に心に残る教育、そういうものが今どうもみんな反省をして、この子供の教育だけじゃなくて、大人の教育も、それから我々も、そういう反省をしながら、そういう中で教育計画というのは立てられるべきではないかなというふうなことを言っているわけ。生涯学習というのは私はそういうものではないのかと。

ですから、産業も、あるいはそれぞれの世代の人たちもその教育の中に一緒になって考え

られるような鹿島をつくっていききたいなということを申し上げて、何か御意見があったらお聞かせいただきたいと思います。私はそのような鹿島をつくりたいということで申し上げて、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ただいま北原議員の方から、るる教育問題について自説を述べられました。それをお聞きして、自分なりに今感じたことという形でお話をさせていただきたいと思いますが、大隈重信侯の話をされました。この大隈重信侯の奥さんは、御存じのように、鹿島の七浦から、西塩屋からですね。今、後ろにおられます小池議長の家が大隈重信侯の奥さんの跡に建っているわけでありまして、福沢諭吉の方は一万円札にもなるし、非常に教育者としての評価が今高くなって喧伝をされておりますが、私は佐賀県人でもありますし、やっぱり大隈重信侯の教育論の中にこそ、今北原議員が申されたようなことを大きく秘めていると思うんですね。この何か守破離ですか、こういうことも申されました。

この大隈重信侯の自叙伝の中に、^{てきとう} ^{ふき} 倣不羈という言葉がございます。これは同志社大学を創立した新島襄も遺言の中に書いておりますが、^{てきとう} ^{ふき} 倣不羈、^{てきとう} ^{ふき} 倣不羈というのは、漢字はここで説明したら難しくなりますが、自分の考え方をしっかり持つこと、^{ふき} 不羈というのは、「羈」というのはたづなと書きますので、他人に御せられない、つまり自分の考えをしっかりと確立して、人の意見とかなんかに御せられない、自分の考えを貫き通す。西洋の人なんかと話しますと、自分は独立しているんだということを非常に誇りに話されます。アイ・アム・インディペンデント。こういう^{てきとう} ^{ふき} 倣不羈、結局、このことが、先ほど議員の方は儒教の精神が足りないんじゃないか、私もそうも思いますし、またもう一つは、今日本人、我々の親の世代もそうですし、子供たちにも、自分はほかの人に惑わされないちゃんとした考え方を持って行動をしているか、こういう人間に育てているかと、こういうことが問題であるというふうに思います。

したがって、こういう一つの子供たちが今後大人になっていく中で一番基礎的に大事なこと、これはやはり申されますように、体験の学習、あるいは日々の家庭の生活の中でつかんでいくものだというふうに思いますので、非常に私は興味を持って伺いをいたしました。

現実的に、例えば学歴偏重、先ほどの大隈重信侯なんかも、旧鍋島藩は落第をすると8割家禄没収とか、こういう制度もあったということで、大隈重信侯は非常にこういう学歴偏重をののしっていますね。もっと人間教育をしなければいけないと。こういうことから考えますと、もう御高説ごもっともなことだと。ただ、今の教育現場でいいますと、例えば、もっ

と学力ば上ぐつごと努力せじにゃという意見も父兄の中にありますし、学歴偏重ばかりじゃいかんたい、事件もありますし、そういう非常に現場としては難しいんじゃないかなと、いろいろですね、一つに照準を合わせるというのはなかなか難しいんじゃないかなというふうに、教育委員会に対して同情さえ禁じ得ないところもあるわけであります。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

教育にかかわる部分についてのみちよっとコメントをさせていただきますと、総合学習につきましても、もう市内では非常に計画的に、また、着実に取り組んでいるということで、一定の成果を御理解いただいていると大変ありがたく思っております。

ただ、新しく加わった総合学習ということでありますので、でき得るならば、不易の教育効果につながるような現時点での実践を充実させていきたいというふうに思っております。

それから、一つ先ほどの生涯学習とのタイアップの事業の中で、寝食をともにしながら生活をするという通学合宿というのがございます。これは御存じのとおり、過去、何ですか、連合青年団があった当時からスタートをして、10年ぐらいですかね、歴史を踏んできておりますが、この中で、いわゆる一事貫行といいますかね、このあたりを徹底させるような事業として、田澤精神の一端を学ぶ機会としているのも意義を感じるころでもございます。しかし、こういう事業が幾らか事業のための事業になっている、あるいは単発的になっているようなことにつきましては、やはりもう少し改善をすべきところはしていかなければならないと。しかし、こういうのは大切な方向性だろうというふうに思っております。

それから、学校では、ふるさとに関する学習ということで、市長も毎年小学校6年生にふるさと学習ということでお話をいただいておりますが、これも施策の一つでありますし、市民憲章、あるいは鹿島市民の歌にも郷土愛をはぐくむ、いわゆる三要素と言われる自然、人、文化というようなことも盛り込んで拡充を図っているところであります。

いずれにいたしましても、議員が言われる鹿島に愛着を持てるような子供を育てたいというのはもう全く同感でありますし、鹿島が元気であることが子供たちにとっては何よりの動機づけであろうし、鹿島を元気にするのも子供たちであるということも我々教育関係者の共通の願いとして今後臨んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

以上で10番議員の質問を終わります。

次に、11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山富子でございます。通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

私の今回の質問は、1点目が障害者福祉について。精神障害者を取り巻く状況について。鹿島市における現状と問題。鹿島作業所ひまわりの移転に関しての支援策を。また、外来制度移行に伴う受け入れ態勢について。

障害者福祉の2点目が、障害者支援センター、グループホームの設置に積極的な取り組みを。

3点目が、障害者自立支援法案をめぐり、障害者の福祉のあり方、考えを問う。

大きな2点目が、義務教育における生徒指導について、教育長の考えを問うという事でございます。

1点目の、障害者福祉についてでございます。

障害者と一口に言っても、いろいろな種類がございます。身体障害だけ取り上げてみましても、体のどの部分が不自由なのか、それだけでも多くの種類があります。生まれたときからの障害、病気のためになった障害、また、交通事故等による、いろんな事故による障害と要因もさまざまあります。障害を持っていてもいなくても、人として生きるための、朝起きてから寝るまでのいろいろなこと、食生活、学校での生活、それから、自立するための労働、地域社会とのコミュニケーションなどいろいろございます。だれでもが普通に暮らせるものならそうでありたい、そういうふうに思います。できることなら健康で豊かな日々であってほしい、これは人として当たり前の願いであるでしょう。手や足が不自由、耳や目が不自由などの身体障害、また、知的障害、精神障害とどのような障害でも、不自由さは違いはあっても困っていることに何ら違いはありません。

私たちは、だれかが困っている、助けを求めている、支援を必要とされていることに対して親切にしないとイケませんよ、優しく心を傾けようという慈愛の精神を家庭で、また学校で学んでまいりました。そして、社会においては、障害者、とりわけ弱い方たちに対し必要な支援をするというのが国を初め県や地方自治体の役割だと思います。

今、日本という国は財政が厳しいという理由で障害者福祉の中身が改正という名のもとに改悪の方向にどんどん変えられていき、それに追随をし並行しながら、県や市もまた変えられていっています。

人はだれでも年をとっていきます。難病や障害をいつ持つかわかりません。すべての人が自分の住んでいる地域でつましくても安心して心豊かに暮らせるようなまち・鹿島であってほしいと心から望んでいます。

障害があるということは、だれの責任でもないはずですが、ましてや本人やその家族に何の責任もないと思います。ですが、どうでしょう。時代がどう進化しようと、北原議員の言葉ではございませんが、戦後60年、そのようにたっぴょうと、障害者やその家族を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。特に障害者の家族の精神的、肉体的、時間、経済面など、いろんな頑張りがなくっては一步も前へ進めないという面が多くあります。自分の家

族のためだから、そういうことは当たり前というふうにお考えでしょうか。親を初めとする家族は、自分の生活を顧みることさえ厳しい状況であります。一体いつまでこのような状況が、状態が続くのでしょうか。

すべてを支援はできなくても、せめてこれだけは何とか支援をしてください、こういうことで困っているんですと当事者が、家族が、いろんな団体をお願いをされている、このようなことについては何とかやりくりをしてでもやってほしいと思います。このことは多くの人の思いであると考えています。こういう思いが伝わることを信じ、以下質問をさせていただきます。

1 点目の精神障害者を取り巻く状況についてでございます。

障害の種類が、大きくは身体障害、知的障害、精神障害と三つに分けられるということですが、ここでは精神障害について質問をしていきます。

精神障害者関係の事業が平成14年から市町村に移譲されました。それまで保健所でなされていた事業であり、市も戸惑うことも多くあったと思いますが、大変心を傾けていろんなことをしていただいていることに敬意をあらわしたいと思います。

この精神障害の特徴でございますが、20歳ごろより発病が多いということでございます。生まれつきということは、ほぼない。二十ごろを前後にいろんなことが引き金となって起こるということが言われています。ということは、学校を卒業してからということが多いわけでございますので、障害を持つ親同士のつながり、そういうものや、また、関連するいろんなものとのつながりが非常にできにくいと言われていました。また、二十を過ぎてからということでございますので、両親の年齢が若くても50歳前後ということで、どんどん高齢化をしていっています。そして、保護者義務というふうな、これには制度がある。障害を持った方がいらっしゃったら、保護者が面倒を見なさいという制度があるようですが、高齢者になっていきますと、面倒を見るというのが本当に困難になってきています。また、この病気というものは完治、この精神的な病については完治ということじゃなくて、寛解という、完全に解けるといいますか、寛解というふうな言葉が使われていますが、この寛解することが非常に困難であると言われており、一生入院をしたり、また、治療をしたりということが必要になってきています。このことは、家族や本人に大きな負担を一生涯与えてしまうということになります。また、この精神障害ということは、ほかの障害とまた違って、家族や本人が非常に感じていることは、周りの偏見がとても怖いということでございます。

このことが原因で作業所へ入所をしたくても、行きたくても行くことをためらっている。また、このような家族会というものがございしますが、この家族会に入会をし、そして、いろんな人と自分の悩みを分かち合いたい、そして、一歩でも前進をしていきたいというこの家族会さえもやはり偏見があるということで、周りの目が怖いということでちゅうちょをされている現状もあるようです。このことは引きこもりという状況を引き起こしています。今な

おこのような状況であると言われていました。

当市におかれましての精神障害者を取り巻く状況についてどのようにとらえておられるのか、まず1回目をお聞きしたいと思います。

次に、鹿島作業所ひまわりの移転に関しての支援策ということで掲げておりますが、今のひまわり作業所の方々が借りておられる建物、また、土地も借りていらっしゃるわけなんです。この建物の取り壊しが予定をされています。この現地、今の作業所に落ちつくまでをあちこちを転々とされ、やっとの思いで安住の地が見つかったと本当に喜ばれて、入所者、いろんな関係者が一つになって今の作業所をつくり上げてこられました。ですが、貸していらっしゃる方の御都合で取り壊しが予定をされている今日であります。この貸してもらっている方は本当に気持ちよく貸していただいているということで、心から感謝をしておられるということで、この取り壊しをするから何とかほかの土地を、また、ほかの建物をとわれている状況で、早くこのほかのところを探したいということで今懸命に探していらっしゃいます。この実情につきましては、福祉事務所等にも相談をされておりますので、詳しく御承知のことであると思います。

ここで質問をさせていただきたいわけなんです。鹿島作業所ひまわりの移転について、具体的な支援をぜひしていただきたいということでございます。現在鹿島統計事務所というのがありますが、その鹿島統計事務所の売却が財政課の方を通じて問い合わせ等もあっているというふうにお聞きをしています。当市の財政は非常に厳しいということは重々わかっておりますが、市が購入をし、公設民営という形でひまわり作業所に貸与するなどの支援をしていただけたらと思うものでございます。このことについて1回目は終わりたいと思います。

まず、このことを聞かないと先に進めませんので、とりあえずこのことを1回目で御答弁をお願いしたいと思います。

次に、3点目でございます。外来制度移行に伴う受け入れ態勢についてでございます。

今後10年間ということで、精神医療病床数を7万2,000人削減していくということが示されています。佐賀県で500人を削減するということになるそうです。前期250人、5年間。また、あとの5年間の後期で250人、具体的な道筋がまだ不明確ということでございますが、社会的入院の解消ということでも言われています。医療費の削減でもあるようです。社会的入院という方々は、帰る場所が形上はあっても受け入れが難しい家庭環境である。また、現実問題としては受け入れるには困難であるということが多いわけです。また、地域での生活を受け入れるということも課題として同時に生じてくるわけです。社会資源の整備の必要性も大きく横たわっております。その一つには、地域の受け皿としての作業所というのが必要であるということがまた言われています。

ちなみに、佐賀県の精神障害者数は、1万1,441人、うち在宅で通院していらっしゃる

いう方が 7,264人、施設、これは入院患者を含めてなんですが、4,177人、この数は通院医療費公費負担承認者数及び入院患者数でございます。現在社会において患者数は増加の傾向を呈している状況でございます。このことから社会資源の整備の必要性は大きいと言えますし、地域での受け入れ策としても作業所などの設置ということは、この重要度はますます大きくなってくると思われます。現状と今後の状況について簡単に述べましたが、外来制度移行に伴う受け入れについての当市のお考えをお伺いいたします。

次が、障害者支援センター、グループホームの設置に積極的な取り組みをとということでございます。

障害者支援センターについてでございますが、地域において生活支援を必要とする在宅の身体障害者やその家族に対し在宅福祉サービスの利用、援助やカウンセリング等の各種相談を行うところ、また、情報提供をするところが障害者支援センターでございます。これは伊万里、佐賀、唐津にあります。次が自閉症児・者等及びその家族からの相談を受けるセンターとして自閉症・発達障害支援センターがありますが、これは鳥栖にございます。在宅の方、施設に入所されている方、在職者、離職者を対象として障害のある方の就業に向けた相談、支援を行う、これは障害者就業・生活支援センターという名称ですが、これはお隣の塩田、たちばな学園内にございます。難病患者、難病による患者のある方を含むその方や、その御家族の方からの病気や生活などについての悩みや不安の相談をする、これが難病支援センターと言われておりますが、これが佐賀市にございます。

以上のように、障害の種類によって支援センターが設けられております。これらの支援センターは公設民営の形で、各地の地区に設けられ、それを県が審査をし、県が委託するという形になっているとお聞きしています。

ここで質問でございますが、県内で不足している支援センターは精神障害者支援センターであるわけです。ひまわり作業所の移転に伴うこととあわせまして、鹿島市に積極的に精神障害者支援センターの設置もあわせて、この際考えてみてはもらえないかということをお伺いしたいと思います。

次がグループホームについての質問でございます。

地域社会の中にある住宅において、障害を持った方々が共同生活を営み、世話人の日常生活援助とともに、自立を目指す事業ということがグループホームでございます。

両親が高齢化していく、だれが面倒を見るのかと多くの方がずうっと心配をされている現状でございます。このグループホームの設置に対する御所見をお伺いいたすものでございます。

近くには、塩田に4カ所ございます。これはすべてたちばな学園が経営をしているというところでございますが、県内全体的には40カ所がございます。これはすべて知的障害者グループホームでございますが、40カ所ございます。このことに対して、市としてどういうふう

に考えられているのか、まずお伺いをさせていただきます。

次に、大きな2点目でございます。義務教育における生徒指導についてでございます。

私が今回この質問をするということになった経緯でございますが、5月12日の新聞の記事が発端でございます。新聞に書いてあるだけの内容では事の成り行きが正しく理解はできませんが、住民の大多数といたしますか、私が聞いた範囲の大多数でございますが、新聞記事だけの情報で、事の問題を考えていろいろな意見をいろんな方が述べられています。私自身もこの記事を読み、読み過ぎせる内容ではないというふうに感じました。そう思っているものもつかの間、すぐ電話が鳴ったわけでございます。やはり新聞を見て、いろんな方がこの新聞を見られたと思いますが、この新聞を見て、やはりそれぞれ自分勝手と言ったらなんですが、記事を見ていろんな率直な意見を申されました。学校において日々大小にかかわらずいろんな問題が起こったりする中で、生徒指導を一人一人状況が異なる中で最善の方法をと御奮闘されている学校ですね、先生、そういう状況だと思います。特にしつけに関することにつきましては、第1に、家庭の責務でもあるわけなんです、なかなかそういうふうにはなっていない。難しい状況でもございます。

今回、新聞記事で私が気になっていることを申し上げますが、ケースによっては面通しすることもあるというふうな教育長の言葉がございました。これは新聞記事をここで読み上げてもいいんですが、多分この新聞記事については教育長の方にもちゃんと言っていますし、わかっただけのものと思いき、記事はもう省略をしていきたいと思いますが、この面通しということについて私は非常に疑問がございましたので、この面通しについて、とりわけ質問をさせていただきます。

生徒指導としての面通しについて、どのように考えておられるのかということです。

これまでも面通しがなされたことがあるのかどうかでございます。また、生徒指導についての基本的な考え方というものをお伺いをしていきたいということをして1回目の総括の方で御質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

それでは、寺山議員の御質問に順を追ってお答えをいたしたいと思っております。

まず最初に、精神障害者を取り巻く状況についての中の鹿島市における現状と問題点ということについてでございます。

鹿島市におきましては、本年3月末現在で精神障害者保健福祉手帳の所持者が、1級の重度の方が9名、2級、中度が40名、3級、軽度の方が11名、合計の60名となっております。また、精神障害者の通院医療費公費負担患者票利用者につきましては、先ほど申し上げました福祉手帳所持者を含めまして216名となっております。これは県内7市で見えますと最

も少ない数となっております。

先ほど申し上げられました鹿島市における精神障害者にとっての問題点はということの御質問でございますが、まず、就労の場所が少ないということが上げられるかと思えます。それから、社会復帰に向けました施設等が少ないということが上げられると思えます。またさらに、精神科の病院が鹿島市にないということも問題であると思っております。また、それに加えまして、保健所が武雄の方に統合されたことによりまして、相談とか助言ができる公的な機関が身近にないということも大きな問題だと理解をしております。

続きまして、鹿島作業所ひまわりの移転に関しての支援の御質問についてお答えをいたします。

まず、これにつきましては、これまでの経過について御説明をいたしたいと思えますが、鹿島作業所ひまわりは、平成8年6月に設立をされまして、藤津・鹿島地区唯一の精神障害者の社会的な自立を目指すための施設として貢献をなされております。現在、鹿島市を初めといたしまして、太良町、塩田町、嬉野町から合計39名の方が会員として登録をなされております。昨年9月にはNPO法人ということで登録も済まされまして、さらに活動を強化されようとしておられます。このような状況の中で、ひまわり作業所が土地の所有者の方から立ち退きを求められておられると、そういうことも聞き及んでおりました。

このような折に、今回の武雄統計情報センターの鹿島庁舎、いわゆる統計調査事務所の鹿島事務所ですね。ここの閉鎖に伴いまして、その土地建物の売却をしたい旨のお話が市の方にごございました。

売却につきましては、当初鹿島市にということでございましたが、本市では現時点では購入の予定がないということで、代替地をお探しでありましたひまわり作業所の方に土地の購入についての御意向をお聞きしたところでございます。その際、市としては昨今の厳しい財政状況の中で、資金援助についてはなかなか困難であるということをおし上げております。ただ、側面からの支援とか協力につきましては行っていきますというお話をさせていただいております。

側面的な支援ということで、具体的に申し上げますと、県の補助制度があるのかどうか、そういうことの確認、これは県の方に確認をさせていただいております。あるいは、杵藤保健所からの情報提供、特に精神障害のことについては、私たちもなかなか専門家がおられませんので、そういう意味での情報提供をしてくださいということをお願いしております。さらには、この鹿島庁舎をひまわり作業所に売却をしていただくように国に対してのお願いをすることを上げさせていただいております。それらのことをすべて御了解をいただいた上でひまわり作業所の所長さんと4月の下旬ぐらいから五、六回の打ち合わせを行ってきたところでございます。現在、国に対してひまわり作業所に売却をしていただけるように御配慮をお願いしたいということで、その回答をお待ちしているところでございます。そのような経過

もございまして、市といたしましては、現時点では購入資金援助については予定をしておりません。

次に、外来制度移行に伴う受け入れ態勢についての御質問についてお答えをいたしたいと思えます。

先ほど寺山議員の方から御説明がありましたように、この制度というのは治療の必要がないのに家庭の事情などによって退院できない精神障害者、いわゆる社会的入院の患者を10年間で7万2,000人退院させるという方針が国の方から平成15年度に打ち出しをなされました。この数字を佐賀県に置きかえますと約500人、先ほど寺山議員がおっしゃられました、これは数字を置きかえたら大体500人ということで推計されるということだろうと思えます。この数字を鹿島市で、計算上でございますが、置きかえますと、約18名程度になるかと思えます。これらの精神障害者の受け皿をどうするのかという御質問だと思えますが、確かに私たちもこれは大きな問題だと認識をいたしております。現在、精神障害者の受け皿として、作業所ですね、作業所は鹿島作業所ひまわり、先ほどのひまわりのほかには、近隣では武雄市に1カ所、伊万里市に1カ所あるのみで、絶対数の不足は否めません。今後、このような施設作業所等の設置へ向けて、県や近隣の市町村、あるいは福祉関係の諸団体と連携を図りながら広域での取り組みが必要であると考えております。

次に、障害者支援センター、グループホームの設置に関する御質問についてお答えをいたします。

障害者の支援相談業務につきましては、現在身体障害者の相談が2週間に1回、それから、知的障害者の相談が療育手帳の交付時に随時、精神障害者の相談につきましては、杵藤保健所によるものが週に1回と、精神障害者の家族会の県の会長によるものを月に1回実施しておるところでございます。また、これらの相談とは別に、市の担当職員による相談を随時行っておるところでございます。

特にこの精神障害者につきましては、本年4月、組織機構を一部変更いたしまして、今まで相談業務は保険健康課の保健師が行っておりました。そして、手帳の交付等の事務部門については、福祉事務所で行っておりましたものを、保健師1名を福祉事務所の方に配置することによって、すべての業務を福祉事務所で一元化にするという改善を行ってきたところでございます。

このことによりまして、精神障害者に対する相談事業の充実が、課を別々にして今までやっておりましたのを一元化できたということで充実ができてきたんじゃないかと思っております。

御質問の障害者支援センターの設置につきましては、すべての障害者に対し同じ場所で相談、あるいは、いろいろな事務処理ができるようなセンター方式が望ましいとは思っております。ただ、財政的な問題、あるいは、専門的な知識を持つ人材の不足などの問題から、現

時点では非常に困難であると考えております。ただ、将来的にはそのような方向性を持って進むべきであるということもあわせて考えております。

グループホームにつきましては、特に精神障害者のグループホームにつきましては、精神科の病院の方との密接な連携が重要であり、精神科の病院がないうちでは非常に厳しいのかなど、そういうふうな考えを持っております。知的障害者につきましても、これは精神障害者の施設、グループホームとあわせてでございますが、今後鹿島市独自ということじゃなく、広域的に考えて検討をする必要があるということと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

生徒指導に関する御質問で、先般報道された中での私のコメントに対するお尋ねであったかというふうに思います。

気持ちとしましては、本当にごくごくまれな場合というニュアンスで申し上げましたことでありまして、決して積極的にこのやり方を支持するものではありません。これまでも、またこれからも基本的にはそういう方法はとらないだろうし、より慎重を期さなければならないというふうに思っております。とはいえ、結果としてこのことを含めましていろんな形で御心配、御迷惑をおかけしましたことに関しましては、率直におわびを申し上げたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

障害者福祉についてでございますが、私は今回、非常に何とかしてほしいということでここに立っております。というのは、今ひまわり作業所のことについて時間を割きたいと思っておりますので、そのことでまずお願いをずうっとしていきたいと思っておりますが、今の答弁では、支援策として、具体的に何ら解決にならないなというふうに思いました。

というのは、今私がお聞きしたいのは、このようなひまわり作業所というのは精神障害を持った方々の場であるわけですね。ここの場にはいろんな思いをしながら多くの方がやっとの思い、ここに来るのでさえやっとの思いで来られている。その状況をまずひとつ認識をしていただきたいと思います。そして、障害というものは、自分がなりたくてなった、そういうものでもないわけですね。

前段申しましたように、だれの責任でもないわけです。そして、これのいろんな生活をする中で、これを解決していくために自助努力ですね、こういうふうなものがこれに私は相当

するかというふうに思いません。というのは、自分になりたいくて、そして、自分が好んでそういうふうな中で生活をしているのではなくて、生活をするにはいろんなことが支援が必要なのわけです。その一つとしての作業所という支援の一つというふうに考えてほしいと思うわけです。その場合ですね、そういうふうな場所が必要ならば自分たちで努力をして確保しなさい、これが自立なんですか。自己責任なんですか。自己責任をとるということにはやはり限界があるわけですね。障害者を持った方々は自己責任はそれぞれがとりたい、したいわけなんです、とれないわけですね。その中で今やっとの思いでいろんな中で、今の現在のひまわり作業所を確保され、その中でいろんなことをしながら位置づけられて、NPO法人までこぎつけられました。このNPO法人を立ち上げたということの一つには、その方々の自分たちは一生涯こういうものを通してやっていくという気持ちが込められての私はNPO法人だと思うわけですね。いろんな支援が欲しくてとかなんとかもあろうかと思いますが、それ以前に自分たちがNPO法人を立ち上げたら、やはりこれを守っていくためには捨てるわけにはいかないの、そこに自分の骨を埋める覚悟でNPO法人を立ち上げられた、私はそういう思いを感じています。そのことをぜひ市の方にもわかってほしいというふうに思います。

自立するための一つの生活の場、手段として作業所があるわけですので、自分たちですね、市は財政が厳しいから支援策としては買えないと、その金額については大方聞いておりますが、その金額でさえも買えないということで、当事者であるひまわり作業所が買うように、買えることができるように今国に相談をしていると、そして、その相談の結果もまだ出ていないわけですね。そういう中で、何か自分たちで自助努力で何とか確保をしなさいというふうに投げ捨てられたように私は思えました。そういうことではなくて、やはり支援策としてきちんとしたことを指し示すのが私は行政の役割だと思います。

今、国の方はお金がないということでどんどんどん切り捨てていっておりますが、こういうふうなことこそ切り捨てないで自治体が受けとめていくということが大事ではないかと思っておりますので、私は先ほどの答弁では納得できません。理解もできません。ということで、もう一回このことについて御答弁を求めたいと思います。福祉事務所長では限界がある部分は市長なり御答弁をしてほしいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小池幸照君）

坂本市民部長。

○市民部長（坂本博昭君）

11番寺山議員の2回目の質問でございますけれども、障害者対策につきましては、きのうの松尾議員の質問の中でもお答えいたしましたように、本当に今福祉の中でも重要な課題だと考えております。

そこで、障害がありましても、本当に地域で自立して生活をするためには、働く場の確保

につきましては、本市が進めております障害福祉の推進のためには必要な施策と考えております。

しかし、ただいま福祉事務局長が申しましたように、現在の厳しい市の財政状況の中におきましては、市が単独で購入とか資金援助、これにつきましては非常に困難でございます。ただ、いろんな用地の確保に対する側面からの支援等につきましては、できる限り行ってきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

ただいまの御答弁でも全く納得できません。側面からの支援ということは、これは当たり前のことなんですよね。あえてここで私がお願いをする、質問をするしないにかかわらず、この側面からの支援というのは、これはもう当然のことであるわけです。働く雇用の場の確保のためにとおっしゃいましたが、働く雇用の場の確保、これがどのようにできても、どんなに一生懸命働いても月に何万円じゃないわけです。何千円なんです。そういう方々がこの作業所で自分たちの生き生きとした暮らしをするために集っておられる。そういう場所であるわけです。作業所というから、何か一生懸命作業をして、そこで利益を得ているかといいますと、決してそうではありません。治療の一つとしての作業所もあります。そういう人間として当たり前暮らしたい、そういう思いの一つの唯一の場である、その作業所が今、言葉では立ち退きですよ、そういうことが要求をされている。そして、やはり要求どおりいずれは立ち退かなくてはならない。というときに行き場所がない。じゃあ皆さんでどこかを買うための資金援助、いろんなことはできないけれど、知恵はかしてあげますよ、ということだろうと思います。その知恵を幾らかしていただいてもできないからこそ、ここに私が立っているわけでございます。

やはりこういうふうな障害を持った方々は自分たちで何とかしなさい、こういうことにしか、突き放されたような気持ちになってくるのはもう当然だと思います。だれが聞いても、何かはさておいても、例えば、20,000千円で済むことであつたら、その20,000千円を何とか工面してほかの事業を何とか工面してでも、やはりその方々ですね、その方々に限らずいろんな方がそこには目を向けておるわけですね。そういうところに目を向けていくのが私は行政であると思います。これを国、県がしていただいたら一番いいわけなんです、とりわけ私がお願いできる場所、皆さんがお願いできる場所は一番近くの自治体であると思います。この自治体で何でこういうふうな資金援助、または、そういうふうなところの公的な援助としてはいろんな手だてができないんでしょうか。そのことについて、まだまだ理解できませんので、お願いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

今回のひまわり作業所の移転に関しての支援策ということですが、このことにつきましては、今運営のあり方と申しますか、その中では当然に国、県の支援、あるいは市町村もそれぞれの負担割合に応じて支援を取っているところでもあります。

そういう中で、今回新たに取得という問題で市が手だてをせろということですが、これにつきましては、先ほどから申し上げておりますように、いきなりそういうふうになるのか、方法としては必ずそこでなければいけないということもないでしょうし、あるいは、どこかの借用という手だてもあろうかと思えます。したがって、そういうことを全体的に検討しながら、どういう方法がいいのかを少し担当等も含めて研究をしなければならないというふうには思います。

直ちに取得ということで市が責任を持ってということは、先ほど言いますように、なかなか財政の問題もありますし、現時点では困難かというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

時間が来ておりますが、まだ引き続きさせて、今回重要な問題ですので、もう一回お願いします。

今助役が申されました、この場所でなければならない、この建物でなければならないということではないわけですね。とりわけそこが取りざたされているので、私を含め、やはり関係する方々はその場所に行けたら本当に最善と申しますか、一番いいんじゃないかという、一番の願いがそこなわけですね。それが不可能であるということでありましたら、やはりほかの場所、ほかの建物、いろんなところを市としても一緒に考えていく方向をここで示していただけたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

先ほども申し上げますように、そこを前提としたことではなく、他の場所でもということが可能であれば、施設の方とも一緒になってその方法等については研究をしていきたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

支援の内容ということで、助役の方から具体的に指し示されたというふうに受けとめておりますが、現在、統計事務所の跡地、また食糧事務所の跡ですね、そういうところで、鹿島市としては財政が非常に厳しいので、そういう支援は厳しいということであれば、まだまだそういうところが検討していただく余地があるかもわかりませんが、それが難しいときには、ほかの場所で何とか安住の地をとともに考えていただくということで、今回、私は受けとめておりますが、そのように私の受けとめ方でよろしいのかどうか、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

そのように受けとめていただいて結構です。これは、まず鹿島市だけじゃなくて、対象者が鹿島市、藤津郡ですね。だから、他町との関係もあります。

それから、現在、ざっと試算、皆さんおわかりのように、土地をわざわざ買って施設をつくる、こういうことをやりますと、一番お金がかかる方法ですよ。財政問題ありますから、かからないように、例えば、保健所跡、こういうところも今ちょっと助役の方とも、担当の方とも話しておりましたが、そういうところに渡りがつけば、かなり広いスペース、それで廉価な家賃でできるんじゃないか。これは保健所が話してみないとわかりませんよ。だから、例えば、そういうお金がかかるやり方より、かからないやり方を模索させてくださいと、そして一緒になってやりましょうということです。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

ぜひよろしく願いをさせていただきたいと思います。

次に、これは最初の総括の方で題目だけ申し上げて、具体的には一問一答の方で願いをさせていくということでお願いしておりましたことの中に、障害者自立支援法をめぐり、障害者福祉のあり方、考え方ということで申ししておりました。これについては全く、項目だけ申し、1回目のときはいたしておりません。

この法案ができた背景として、2003年から身体・知的障害者の障害福祉サービスの利用方法は、従来の措置というふうなやり方から、利用者が受けたいサービスを選んで指定事業者

と契約を結んで利用し、その費用として市町村が支援費を支給するという支援費制度になったわけでございます。

この支援費制度になった途端、在宅サービス利用が急増をし、2003年度で130億円、また2004年度で275億円が不足をしたということで、支援費制度の見通しの甘さというものが露呈をし、そして今現在、2004年10月に今後の障害者の保健の福祉施策について、政策のグランドデザイン案が厚生労働省より出されまして、グランドデザインに基づき、ことしの2月10日、障害者自立支援法というのが国会に上程され、現在に至っているという状況でございます。

この法案というものは、障害者施策全般にわたる見直しを図るというものでありますが、身体的、または知的障害の各種障害者へのサービスを一本化するということで、障害者福祉にとっては大きな節目となる改正ということでとらえています。しかし、改正という名がありますが、障害者団体などからは不安の声が大きく上がってきています。障害者を初め、支援団体、また地方自治体など、関係者に与える影響というものは極めて大きいということで、十分な議論をしながら、この法案の決定をしなければならないというふうに言われています。

このことについて、いろんな問題点がありますので、一問一答ということで、一つずつ問題点を私なりにお聞きしていきたいと思っております。

問題の1点目は、当事者を無視した、当事者である障害者の団体等の意見を全く聞かないままに、拙速な法案をつくり上げてしまっているということでございます。

このグランドデザイン案というものが示されたのは、今言いましたように昨年の10月。そして、提出されたのがことしの2月ということで、半年ぐらいの合い中しかない。その中身としては、大きな問題が携わっています。当事者の意見を聞くということが全くなされなかったわけなんです。このことについて、やはり大きな問題として上がっていますが、関係する自治体としては大きく、またいろんな問題がかかわってくると思っておりますので、このことについて、まずもってどういうふうなお考えを持っていらっしゃるのかどうか、お伺いをしていきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

それでは、その件について私の方から答弁をいたしたいと思っております。

答弁に先立ちまして、一つだけお断りをいたしたいと思っております。

今回の御質問の障害者自立支援法案につきましては、現在、国会で審議中ではございまして、まだ細部については、具体的なところ決定をなされておられません。今回の答弁につきましては、県での説明会、今まで2回あっております。その内容、あるいは新聞情報、インターネ

ット情報、そういうものを取りまとめて、現時点で私の方で知り得る範囲での情報ということでお答えをするということでございます。ですから、当然、今後、内容等については変更もあり得るということをお了解の上、答弁とさせていただきたいと思っております。

まず、この法案が間、時間を置かなくてできたんじゃないかということの御質問に対しての私たちの考えと伺いますか、思いを発言させていただきたいと思っておりますが、先ほど議員からおっしゃられますように、従来の措置制度から、平成15年度に障害者支援費制度ということで支援制度に変更になりました。それからことしで3年目ということですが、この中で、わずか3年——実際出てきたのは、先ほどおっしゃられますように昨年の10月12日、今後の障害保健福祉施策について突然発表されました、この改革のグランドデザインでございます。それをもとに、2月ということ先ほどお話があったような状況でございます。

私たちも、実は本当に突然こういうふうな発表をされて、私たちの方の態勢も整っておりません。ただ、全然障害者の意見を聞かずにということに対しては、若干聞いてはあるようでございます。2月以降、新聞情報等で確認をいたしますと、障害者団体の会長さんとか、いろいろなところの組織、保護者団体、父母の会、そういうふうな団体の、国レベルの団体の意見は聞いてあるようではございますが、先ほどおっしゃられますように、本当に私たちからしても、今、福祉の中でこれをどういうふうに取り扱ったらいいいのかということで、私たちも非常に戸惑っているところでございます。私たちの仕事量としても、今後、いろいろな面でふえてくる、新たな仕事が出てくるということで説明があっているところでございまして、私たちも議員おっしゃられるように、この制度については若干の不満と伺いますか、時間が短過ぎるんじゃないかということは認識をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

このことを、ここは国会ではございませんので、所長に私が言っても、事が解決するわけではございません。ですが、例えば、今ここで決まっていなくて全くこれを決まるまで、決まってから論ずるというのでは、すぐこれが実施されるということですね。だから、何らかの形で、今問題になっていることが国に通じることができて、少しでも今出されている問題点が改善できたら助かるなという思いで、ここに立っています。

今言ったからどうなるということでもありませんが、そのようなことに対して、やはり国で決まったからそれを実施する。法律で決まったら、10月からとか来年の1月、4月というふうに進んでいくわけですので、これにはもうなかなか、いい意見があっても意見を通すということではできませんが、今だったら、まだまだ少しは間に合う部分があるんじゃないかということで、市長会なり知事会、いろんなところがありますが、そういうふうな意見を自

治体それぞれが、こういうふうな議会の場を通じてでも、国に対して問題点ありきというふうなことを物申すというふうなことについて、できるかどうかわかりませんが、そういうふうなことについてはどういうふうにお考えなのか、その辺についてお伺いします。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

実は、この件につきましては、去る6月8日の第75回の全国市長会の中でも要望事項ということで提起がなされております。この中では、この法案の問題点ということで、負担増で障害福祉サービス利用者のサービスの抑制につながらないようにすること、あるいは在宅サービスの支給決定に係るガイドラインを早急に示すこと、さらに障害者の多様なニーズに適応した施設の整備や児童デイサービスの対象年齢を拡大することなど、障害者の福祉施策の充実にも引き続き努めることということで、国に要望するというところで、この全国市長会の中で決せられているということでございます。

以上でございます。

申しわけございません。あと県に対しては、8市の福祉担当課長会等もでございます。その折に検討いたしまして、県知事からも要望していただくように、今度の県知事に対する要望書というのがございますが、この中에서도、この分に対して法の改正といいますか、内容の変更等に向けての知事からの要請をしてほしいというふうなことをお願いする予定にしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

問題点は、私が考えるところとほぼ一致するというふうに思いますので、今申されたような形でも、ぜひ取り組みを進めていってほしいというふうに思います。

2点目の問題点としての質問ですが、公費負担医療の見直しということで、自己負担増というものが今回大きく取りざたされています。今回の法案というものは、障害の種類によって異なっている医療費負担軽減の仕組みを統一することを題目に、利用者の負担を重くしているというふうに言われています。現行医療費、これ精神障害については一律5%ということになっておりますが、一定所得以上が3割負担というふうに非常に重い負担になってまいります。低所得者としては10%、生活保護は0%というふうになりますが、こういうふうに医療費というものが変わるということは大きな問題がなってきますね。

介護保険でも、高齢者は1割を負担しているというふうなこともあります。介護保険で負

担しているから、障害者だけ特別視扱いするのはいいとは思わないというふうな意見があつての、こういうふうな案だというふうに聞いています。ですが、高齢者というものは、これもまた負担には問題がありますが、高齢者と同時に考えていくということは、高齢者は今まで若いときに働いてきた蓄えというふうなものが、多かれ少なかれあるわけですね。そして、家族に貢献してきた歴史というものもあります。ですが、障害者につきましては、例えば、作業所で働いても、本当に極めて、月何千円というふうな収入で、障害者は配偶者とか子供さんのいないというふうな方も多いわけですね。状況としては、両親、また兄弟というふうなものにゆだねられるというところで、こういうふうな公的医療費の見直しというものが非常に、該当する方々からすれば本当に不安な中身と言われていますが、このことについてもどういうふうに今後、原則的なこととして、また食費とか、入院のときの何といいますか、住居費というんですか、そういうふうなものについても自己負担というふうなものもふえてきていますが、低所得者というもので割り振りは低くなってきておりますが、やはり5%というものが、普通10%になったら大変な額と思いますので、この辺についても、今言われたところの項目に入れて、ぜひ市としてといいますか、市、または県に国、一致一丸となって、佐賀県、そして大きくは全国の市長会などについても、こういうふうな項目についてもぜひ働きかけをしてほしいと思っておりますが、この件についてはどういうふうなお考えを持っていますか。仕方がないというお考えなのか、見直しについては異論があるというお考えなのか、その辺だけでもお聞かせを願いたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

当然、障害者の方の負担がふえるという部分は、私たちも大きな問題だと思っております。ただ、現時点では、先ほど申しあげましたように、具体的な数字というのが上がっておりません。

ただ、先ほどおっしゃいますように、例えばでございますが、精神障害者の通院医療費公費負担制度がございますが、この部分に関して申し上げますと、今、所得に関係なく、一律5%の負担となっております。しかし、これが自立支援法によりますと1割負担ということで、現時点の倍額を払うような、そういうこととなります。また、これは所得割もございますので、一定の所得以上の方は負担金の上限というのがかなり上の方になっていくということで、非常に問題だと思っております。

これは参考までにでございますが、まず精神病院のこれは通院関係、医療費ということで見ていただいて、この分で、実際、病院の方にお聞きをいたしました。現在の実態はどうかということでお聞きをいたしまして、精神のこの公費負担制度に乗っておられる方、こ

の制度で利用されている方、平均1回の受診当たり500円程度の自己負担を現時点でされているようにございます。通常、病状にもよりますが、病状がある程度安定しておられる方が通院をされている場合ということで考えていただきたいと思いますが、月2回程度の受診をされていると。そのため、月額で約1千円程度の負担をされている。この方たちが倍額、2千円ぐらいになるんじゃないかと、そういうことを想定しております。

先ほどの御質問の、そこら辺の負担のことも含めて、国、県の方に要請をとということでございますので、まず私たちは県の方にはそういう形で、国の方は先ほど申し上げましたように、市長会の方からその辺含めて御提起があると思っておりますので、そういう形で今後やらせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

この問題は、すべて架空の論議にならざるを得ないといえますか、ですが、これが決められたら、やはりことしの10月からすぐ、もう有無を言わず実施されるということですね。今言われた500円掛け2で1千円、これが上がれば2千円。たった2千円じゃないかというふうに思われるかもわかりませんが、再三申しておりますように、全然収入がない方々なんですね。ということは、今から申します家族に必ずこの負担がかかってくるということです。そして、家族という取り扱いについては、今までは利用者がそれぞれの収入において利用料を負担する。それぞれのということは障害者自身の収入ということですが、これからは家族を含めた収入がその判定の材料になっていくわけですね。だから、家族が収入があったら、その抱えて一緒に生活をしている障害者の方のいろんな負担を見なければならぬということは、非常に家族にとっては、また本人の負担もさることながら、家族の負担にもつながってくる。そして、二十を過ぎた成人している大人が、自分の医療費、そういうふうなものについて自分で出せないわけですね。金額が多くなったら多くなつたで、その痛みというものは胸に突き刺さるわけですし、そしてまた、その家族である者にとっても、収入がふえていく状況ではない年老いた両親が、自分の年金からそういうものを払っていくということにつながってきます。これが応益負担というふうなところの問題点と思いますが、やはりこういうふうな生活保護を受けている、または収入が年金だけ、また障害者年金だけというふうになってきます。所得があつてこれを払っている人というのは、やはり統計的には5%と言われるぐらいに厳しい状況の中なんですね。5%ということは、5%の人が払っているだけであつて、95%というのは家族が今から、今まで払っていた分をかわって払うというふうになってきます。このことは、やはり障害者のみならず、抱える家族にとっても大きな問題だと思いますので、この応益負担というあり方についても、先ほどから申されているようなも

のについて、ぜひ要望の一つといたしますか、そういうふうなものにつなげていってほしいというふうに思います。ここら辺はずっと、多分同じ答弁になると思いますので、もう答弁はそういうふうにこちらの方で勝手に解釈をしまっています。

そして、済みません、一問一答ということでもいいんですが、ちょっと時間が限られておりますので、問題点としてはそういうふうなものがあります。国及び都道府県の負担というふうなことも、今回、大きな問題になってきます。義務的経費というのものも、いろんな計算の仕方がありますが、問題点としては、やはり大きいわけですね。こういうふうな大きなこの問題について、やはり鹿島市として何ができるかといったら、もうできることは限られていますので、この制度を何とかして一つでも二つでも、本当の意味の改正につなげるようなものにしていくものを、鹿島市及び今言われたような担当者の限られた中とと思いますが、そういうふうなところとか、市長会とか知事にいろんなものを要望書を出しながら、何とかこの法案について改善ができるような取り組みを私はお願いしたいわけですね。一項目一項目、問題点があるのは、それぞれ同じところで問題点があると私は思っていますので、その違いはないと思いますので、市町村が困ることも出てきます。とりわけ、いろんな方々がこれによって、障害があったら福祉じゃなくて金がないと障害者だって生きていけないというふうな時代にならないように、ぜひそういうふうなものを県、国につなげて、大きくは改正へとしてほしいというふうに思いますが、この辺について一言何かいただければと思います。この辺について、そのコメントをいただいて、次に移りたいと思います。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

今おっしゃった件、お答えをしたいと思います。ちょっと繰り返しになりますが、当然今おっしゃられるように、国、県には要望していくということは御理解いただきたいと思えます。

それから、先ほどの質問の中に入っておりました低所得者、あるいは生活保護者の件については、この分については当然軽減措置がございます。医療費で言えば、生活保護者についてはゼロだということはそのまま残っているようでございますし、市民税の非課税とか、あと重度かつ継続の方の医療費については、軽減ということでの内容が盛り込まれてはおります。ただ、総体的に言えば、当然、障害者にとっては負担増になるということは理解をいたしております。その点については、国、県についての要望を重ねてやっていきたいということだと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

ぜひよろしく願いをしておきたいと思います。

次に、義務教育における生徒指導ということで質問を設けておりますが、この件につきましては、教育長の方から御意見等、気持ちが申されました。生徒指導としての面通しということ、私はこれだけでこれを取り上げているようなものなんですね。今回、これを取り上げるについては悩んだわけですね。これを取り上げていいものかどうか、いろんなところで私自身考えました。ですが、学校側、それから子供の側に再びこういうふうなことが起こらないように、それを防ぐ意味合いで、私は警鐘といいますか、あえて質問をさせていただいたところでございます。

この面通しというものの、この事件にかかわらず、一般的な考え方として、学校の生活指導という中で面通しというふうなものが本当に最善の方法なのか、いろんな事件等を防ぐやり方としていいのかということで考えたら、私は学校の間というふうな生徒指導の中では、やはり考えていく問題じゃないかなというふうに私自身は思っているところです。

この面通しということが、私はなかなか、ちょっとテレビ等で見ると、あんまり具体的にはよくわかりませんが、その件について、具体的なことはいいですが、面通しの意味合いといいますか、どういうときにこういうものを必要とするのかというふうなことを、とりあえずお聞きをさせていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

先ほど申しましたような基本的な考え方でございますけれども、やはり物事には要因とか、そこに至る経緯というものがありますので、その時々状況、あるいは動き、変化の中で対応していかなければならないというふうに思っております。しかし、繰り返し申し上げますけれども、立場としましては、先ほどお答えをしたとおりでございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

今回の新聞のことはさておきまして、義務教育の場で、やはり具体的に今後考えていってほしいということを御要望として申し上げたいと思います。今回のことはさておいてということで、今後、いろんなことが起こると思いますので、やはりマニュアルといいますか、そういうものがないと学校側としてもやりにくいんじゃないかと。やはり事があったときに急に問題を解決するには、それを受け持っている人の責任といいますか、そういうところに行ってしまうので、ぜひそういうふうな指導もあわせてしてほしいということを付したいと思います。

それと、子供の人権というものの中で、子供を親が育てる、そしてまた教師が子供に対するという中で、私が一番大事にしなくてはならないというのは、子供を信頼することじゃないかと思います。また、子供の方も先生を信頼する、お互いに信頼し合うということが大事だと思いますので、教育、子供を育てるという意味では、信頼のないところに成り立たないというふうに思いますので、あえてそれを申し述べて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

生徒指導全般につきまして、学校教育というところは、一つはやはり学力の向上、もう一つは生徒指導。極論すれば、この二つが果たすべき使命だというふうに思っております。

特に、今おっしゃるように、義務教育段階における生徒指導というのは、6歳から15歳というその年齢の幅、あるいは未熟さが残る心身の発達段階といいますか、この辺を十分考慮しなければならないという使命がございます。今言われるとおりの、やはり事があれば子供の実態、あるいは気持ち、あるいは事の本質とか流れ、こういったものを正確に把握する必要があります。その時点で、何をどうした方がその子にとって一番適切なのかというのが、やはり瞬時的な判断もしなければならないし、あわせて将来への成長が促される、この辺には特に留意をしていかなければならないというふうに思っております。

加えまして、生徒指導の大原則は、何といたしましても、やはり子供との信頼関係で成り立つ営みでありますので、日常的にそういう関係を構築する努力というのが予防策にもなりますし、事後処理に当たることのその時点では、やはり効果を発揮することだろうというふうに思っておりますので、学校への指導、周知を含めまして、より望ましい生徒指導を目指していきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

以上で11番議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

午後 1 時 32 分 休憩

午後 1 時 42 分 再開

○副議長（中西裕司君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

4番水頭喜弘でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は、私は従来どおりのあれでやらさせていただきますので、どうかよろしく申し上げます。

5点にわたって質問をさせていただきます。

第1点が行財政改革について。それから、2点目が防災行政、この防災対策について。3点目が住民基本台帳について、本市の取り組みの状況は。それから、4番目が有害鳥獣対策について。最後に保健行政、海外療養費制度についてと、この五つについて質問をさせていただきます。

まず最初に、行財政改革について。

内閣府が5月17日に発表した2005年1から3月期の国内総生産・GDP速報は、物価変動を除いた実質で前期比1.3%増、年率換算で5.3%増、4期ぶりの高成長という記事が掲載されておりましたが、大手企業の業績回復とは裏腹に、中小企業の低迷はさらに長期化することも予想され、地方の景気回復の足取りは鈍く、このように経済環境が厳しい中で、税収落ち込みによる歳入の減少傾向など、一段と厳しい財政運営が求められています。増大する行政需要に対応して、これまでも一層の経費節減や自主財源確保の取り組みを推進してこられました。歳入の根幹をなす市税収入の伸び悩みに加えて、三位一体の改革による補助金の削減、地方交付税の見直しなど、今後も財政指標の動向は悪化が予想され、中・長期的視点での財政健全化に向けた取り組みが望まれます。

そこで、財政健全化の取り組みについて、何点かお聞かせください。

自主財源が減少傾向にある中で、市税収入の収納率向上については、これまでも受益と負担の公平・公正の観点から鋭意対応してこられましたが、現在の取り組みの内容と成果、また課題についてお尋ねいたします。

また、次に財政基盤強化計画の経過報告について、いろいろいただいておりますが、この中で自主財源の確保に向けた収入増加策としてどのように描いておられるのか、方向性をお示しくください。

次に、防災対策。このことに対してはいろいろと、各議員の方がいろいろ質問されています。重複する点もありますが、よろしくお尋ねいたします。

3月20日に起きた県内最大の震度6弱を観測した福岡県西方沖地震は、甚大な被害をもたらしました。3日早朝、4時ごろ、熊本県天草地方で震度5弱の地震もありました。これまで地震の危険は少ないとされた県内の安全神話が大きく揺らぎました。まざまざと見せつけられた地震列島の恐怖、本市においても大なり小なり被害をこうむり、市民生活に打撃を与えました。

佐賀平野の地盤環境に詳しい佐賀大低平地研究センターの林センター長は、「これまで予測もされていなかった震源。地震を引き起こしたメカニズムは今後の解明を待たなければならないが、安全とされた佐賀にも強い地震が起り得るとのことだ」と指摘されておられましたことが記事に掲載されておりました。県内では、明治時代に震度5の記録はあるものの、近年最大の震度を記録したものは2001年3月、北茂安町と杵島郡有明町での震度4。活

断層は佐賀市、大和町、三日月町、浜玉町、鹿島市などと確認されております。

県が97年にまとめた震災被害シミュレーション調査では、川久保断層系に起因するマグニチュード 6.7規模の地震が起きた場合、建物被害は最大7万件超、建物倒壊による死者は最大560人、火災での死傷者は3,000人前後と想定。「主に粘土質の佐賀平野は大きな揺れを起こしやすく、一部に液状化現象の可能性のある砂地も抱える。こうした地盤特性を踏まえた安全対策が急務」と、これも林センター長が述べられていたものが掲載されていました。

地震発生後、時折、余震が大なり小なり起きておりますが、現在はおさまっていると思えますけれども、県では防災計画を改定し、大規模災害などの際は電話による通信がとれなくなるため、メールによる伝達を用いることを規定し、また、住民避難体制を整えるため、避難勧告の基準などをまとめたマニュアルを各市町村でつくることを盛り込んでいます。

地域住民への自主防災意識の啓発や活動の推進、災害発生時の対応、取り組みに伴う避難施設や関係諸機関との連携、ボランティア支援活動の推進など、地域防災を総合的に推進するかなめとして本市の果たす役割は重要と考えますが、所信をお示しください。

次に、3番目は住民基本台帳について。

住民基本台帳に本市の取り組む状況はということですが、これも何人かの方、きのうも山口議員の方からありましたし、もう僕が質問する前に答弁を課長はされているので、どうしようかと思ったんですけど、重複する点もありながら、ちょっとやっていきたいと思いません。

住民基本台帳ネットワークに個人情報流すのは、プライバシー権を保障した憲法に違反するかどうか、この同じテーマを裁判所で争っている各地の住基ネット訴訟で、二つの対照的な判決が示されました。金沢地裁が、住基ネットによるプライバシー権侵害の違憲性を指摘して、原告住民の個人情報の削除を命じたのに対し、名古屋地裁は違憲性を否定して原告の請求を棄却しました。正反対の判決は、プライバシー侵害の判断の難しさ、公的個人認証制度と個人情報の保護の両立の難しさを改めて示しております。それは住基ネットが抱える根源的な問題ではないでしょうか。

現在、個人情報保護に関する法整備の進展とともに、行政機関のみならず、民間業者においても、より適切な個人情報の保護を図ることが喫緊の課題になっております。住民基本台帳は、市町村窓口において、住民基本台帳法第11条により、閲覧の対象を住基台帳の一部の写し、氏名、出生の年月日、男女の別、住所の4事項に限定した上で、何人でも閲覧を請求できると定め、原則公開の制度をとっています。大量に閲覧できる状況にあります。ただし、閲覧請求の理由を明らかにすることが義務づけられ、市町村長は閲覧請求が不当な目的であることが明らかなき、また閲覧によって知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあるときは、請求を拒否できることになっております。しかし、こうしたチェックを確実に実施することは難しく、具体的な運用基準のない市町村もあります。さらに、原則公開であ

ることから、閲覧拒否は難しいとの現場担当者の声もあり、事実、全国連合戸籍事務協議会は、昨年、原則として公共性、公益性のある目的のみ認める改正が必要という要望書を総務省に出しています。

こうした状況の中、3月9日に名古屋市で発生した住基台帳の閲覧制度を悪用した犯罪は衝撃を与えました。強制わいせつ罪容疑で再逮捕された容疑者は、住基台帳を閲覧して、女子中学生のいる母子家庭などを探し当て、親の不在時をねらって犯行を繰り返していました。名古屋市の場合、当時は免許証の提示など本人確認が義務づけられていなかったため、偽名による閲覧が可能だった。容疑者は、電話の訪問販売員で業務に必要と偽って閲覧をしていました。名古屋市は事件発生の翌日10日から、免許証などの申請者の本人確認を始めたが、閲覧の悪用防止は困難な課題であります。

住民基本台帳の閲覧制度では、不当な目的による閲覧請求は拒否できるとありますが、国はその場合の具体例を示しておらず、判断はすべて自治体任せです。こうした中、全国各地では、ダイレクトメール業者らの利用に市民からの批判の声が上がっております。佐賀市の調査によると、2003年度の住基閲覧件数、約5万4,000件のうち、使用目的の約77%がダイレクトメール送付のためだった、このようなことを踏まえて、本市での取り扱いはどのようになっているのか、実態等お聞かせください。

次に、有害鳥獣対策について。

この有害鳥獣に対しては、橋爪議員がいつも質問、詳しく、またいつもされていますけれども、今回、地元の皆さんからもいろいろありましたので、あえてまた質問をさせていただきます。

人工林による山の荒廃や里山の変化などにより多発しているイノシシ、タヌキなど有害鳥獣による被害により、農業関係者の生産意欲をそいでいる現状は、体験した者でしか、その悔しさは理解できません。せっかく育てた野菜や豆類、芋などを一晩で掘り返したり、新芽を食べてしまい、本当に困り果てておられます。本市も駆除対策事業として助成をしておられますが、事業の中身はどのようになっているのか。そして、昨年11月15日からことし3月15日までの狩猟期間中に狩猟された主な鳥獣の捕獲数と、昨年に比べてイノシシ等はふえているのか、少なくなっているのか。浄土山では民家の墓の付近までおりてきて、大好物のカイバカヅラの根を掘り返しております。このカイバカヅラの根にはでん粉が多く含まれており、イノシシは大好物だそうです。

聞くとところによりますと、鹿島市だけでなく、有明の方でもイノシシの方が最近非常にふえているということをお聞きしております。このようなことを踏まえて、本市といたしましては17年度の予算で、この有害鳥獣の対策についての特徴、何かあったら特徴をお尋ねいたします。

次、保健行政についてですけど、海外療養費制度について。

国民健康保険の被保険者が海外で医療を受けたとき、保険が適用されます。我が国も豊かになり、海外旅行に出かけたりする人が多くなりました。国民健康保険法の一部改正に伴い、国保被保険者が海外渡航中に病気やけがで治療を受けたときは、平成13年1月1日から医療保険が適用されるようになりました。海外での治療は、その国の病院で治療を受けますが、治療費は全額自己負担で支払っておりますが、治療後は病院から診断書、領収書をもっていき、そして日本に戻ってから海外での治療費を請求するようになっておりますが、その点について詳しくお伺いいたしまして、第1回目の質問を終わります。

○副議長（中西裕司君）

答弁をお願いします。北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

4番議員の御質問にお答えをいたします。

税の収納率向上についての現在の取り組みと成果、その課題についての質問ですけれども、財政が非常に厳しくなる中に、自主財源としての税の占める割合というのは、ますます重要なものとなっております。このような中で、収納率向上の対策として、現在、税務課で取り組んでいるものにつきまして、簡単に申し上げたいと思います。

まず、これまでも実施してきたわけですけれども、年数回の納税相談を実施しております。これに来ていただかない方については、臨戸徴収、滞納者宅への訪問を実施いたしております。これにつきましては、市の部課長会、それから市民部の職員の協力も得ながら実施をしているところですが、滞納者の方と面接をしながら納税についての理解を得ているところでもあります。

どうしても誠意が見られない方々につきましては、これまでも不動産の差し押さえにつきましては実施をしてきたところですが、不動産がない方々につきましては、ここ最近からは預貯金、それから生命保険等の差し押さえ、調査をしながら差し押さえ等も行っているところでもあります。

いずれにしても、収納率の向上というのは、すぐに成果が見えてくるものではございませんので、根気強くやっていく以外にはないというふうに思っております。それで、成果ということですが、先ほど申しましたように、少しずつ根気強くやっていく以外にないということで、成果として、目に見えて急激に収納率がよくなるというふうなことは現在のところございません。

それで、課題といたしましては、我々が今、痛切に感じているのは、特に若い人ですが、納税意識が物すごく薄いというふうなことで、納税への理解をいかにして求めていくか、どう深めていっていただくかということが大きな今後の課題ではないかというふうに思っております。

以上です。

○副議長（中西裕司君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

水頭議員の行財政改革についての中での2点目の御質問、財政基盤強化計画の中で自主財源の確保をどう考えているのかという御質問にお答えをいたしたいと思えます。

この財政基盤強化計画につきましては、この間、議会の方にも素案をお示ししているところでございますけれども、まず最初に、この計画をつくる必要性が生じたというあたりからちょっと話をさせていただきたいと、そのように思えます。

まず、そもそもこの計画をつくる必要性が生じたのは、もう先ほど議員申されましたように長引く経済の不況による、基本的には鹿島の場合、全国的な地方公共団体におきましては地方交付税の落ち込みが大きな原因であると。それから、過去の経済対策や、税収不足によります起債残高の増加によります償還費がふえてきていると。それから、少子・高齢化の進展に伴いまして、社会保障関係費が増加している。この3点の理由によるものでございます。これは、この理由というのが、この三つの理由によりまして、国、地方を上げて非常に厳しい財政状況となっているということで、財政の立て直しを迫られているということでございます、鹿島市だけの特殊な事情ではございません。

そういうことございまして、鹿島市でこの計画をつくることにおきましての大きな基本的な考え方といたしましては、でき得る限り、現在の住民サービスの最低限は確保する。それをしながら財政を維持、強化していくということを計画の趣旨として計画を策定いたしております。そのような中で、五つの検討班を編成いたしまして検討を重ね、この間、議会に素案を示しましたように、5年間で19億円の財源を確保することといたしておるところでございます。

その中で、まず、その収入増をどう図っていくのかということでの御質問だったと思えますけれども、まず、この計画をつくるに当たっての市長の指示がっております。その指示は、まず最初に、行政内部の徹底したリストラを行う。その後、行政サービスの問題、住民負担の問題を検討していくということございまして、その指示によりまして、この計画の2割程度は住民の方に我慢をお願いするものでございますけれども、残りの8割方は、職員数の削減など、行政内部のリストラ効果によるものとなっております。

それから、住民負担の問題に関しましては、国の税制改正で、現在、住民税の均等割の引き上げが既に実施をされております。また、来年からは定率減税の廃止が決定されているというようなことで、住民負担が重くなっていくところでございます。そのような時期に、市単独で、さらに住民負担の増加をお願いするということには無理があるということも考えております。

もちろん国保税や上下水道使用料などのように、受益と負担の関係が明確なものにつつま

しては、必要な時期に値上げのお願いをすることもあるということも考えております。そういうことから、まずは行政内部のリストラを徹底して行い、住民負担の増加は極力抑えて、十分とは言えないまでも、現在の行政サービスを維持していきたいという計画となっているところでございます。

その中で、自主財源の確保策といたしましては、まず先ほど申しましたように、市税等の制度的に増加する部分がございますので、この計画の中では、まず市有地の処分ということを考えております。これは公営住宅の跡地もありましょうし、今現在、行政財産として使用しているものについても検討の中に上がっております。そういう中で市有地を処分し、それを宅地として分譲することによりまして固定資産税の増加を図っていくと、そういった形で計画になっておるところでございます。ですから、この計画につきましては、実現可能な形で計画を考えておると。それから、住民負担につきましては、なるべくかからないような、ふえていかないような形で計画をつくる。それから、先ほど税務課長からもありましたように、市税の収納率の確保の問題などにつきましては、今後も従来どおりの努力を続けていくということを前提として、計画をつくっているということでございます。

以上でございます。

○副議長（中西裕司君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

水頭議員の御質問にお答えをいたします。

防災対策についての所信はという御質問でございます。

鹿島市の地域防災計画、これは昭和50年に策定をいたしております。目的でございますけど、災害対策基本法と鹿島市の防災会議条例に基づきまして策定するものでございまして、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興についての基本を定め、郷土、並びに市民の生命とか身体及び財産を災害から保護することを目的にしたものでございます。

平成7年1月の阪神・淡路大震災を受けまして、平成13年に改定の指導が国からあっております。現在、佐賀県におきましては、17年の9月には改定を佐賀県は見直しを行っております。17年の9月に国の同意の後、佐賀県については公表をするというスケジュールになってございまして、鹿島市につきましては県の改定後に、18年度に改定作業になるということでございます。

基本計画は3点から成っております。国の防災計画、佐賀県の地域防災計画に基づきまして作成し、整合性を図らなければならないということ。また、鹿島市の防災に関する施策及び計画を総合的に網羅し、防災関係機関との実施責任を明らかにしたものでなければならないということ。また、国、県の防災計画が修正されたときは、必要に応じて修正をするということになります。

計画の理念といたしましては、災害に強い人をつくる。2番目には、災害に強いまちをつくる。三つ目といたしましては、実践的な応急復旧対策計画を確立し、非常時に備えるという基本の理念であります。

実施責任といたしましては、市、県、自衛隊、市民、事業所、それぞれ責任事項がございまして、市におきましては、市の地域性、並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、防災の第一次的責務者として、消防機関、指定公共機関、自衛隊などの協力を得て防災活動を実施するというようになっております。県につきましては、市町村の区域を超え広域にわたるとき、災害の規模が大きい場合は防災活動を援助し、調整を行うということになっています。また、市民、事業所の責務、責任事項といたしましては、みずからの身の安全は、みずからが守るという防災の基本を自覚して、平常時より災害に対する備えを心がけるというような責任を持つようなことですね、努めてほしいというようなことしております。

以上が簡単でございますけど、防災対策の指針といたしているところでございます。

○副議長（中西裕司君）

中村市民課長。

○市民課長（中村和典君）

私の方からは、水頭議員の住民基本台帳の取り扱いの実態についてということでお答えをいたしたいと思います。

住民基本台帳の閲覧制度につきましては、きのうの山口議員の質問にお答えをいたしておりますので、省略いたしたいと思いますが、鹿島市におけるこれまでの対応について若干申し上げてみたいと思います。

鹿島市におきましては、昭和57年に住民基本台帳等の閲覧に関する事務取扱要綱を制定いたしましたして、現在まで運用を行っているところでございます。ただし、取り扱いに当たっての、先ほど議員の方からもありましたように、判断の基準というのが非常に難しくございまして、大きく分けまして二つございます。1点目は、公共性がある場合として閲覧を認める場合のケースといたしましては、報道機関における世論調査と公共団体及び学術研究機関の調査などの場合については認めております。それからもう一つ、不当な目的として請求があった場合、これは法律的には閲覧を拒否することができるということになっておりますが、具体的に申し上げますと、ダイレクトメールの送付、それから名簿作成、それから戸別訪問などによる大量な個人情報の請求があった場合、こういった場合については慎重な判断が求められるわけでございます。

鹿島市の16年度の閲覧の実態について申し上げますと、請求の件数で29件、情報といたしましては3,598人分の個人情報を提供いたしております。ちなみに、先ほど佐賀市では77%がダイレクトメールの発送用ということで申されておりますが、鹿島市の状況につき

ましては、全体の 3,598 件の請求の中で、約 17% がダイレクトメールによる請求でございます。

以上でございます。

○副議長（中西裕司君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

私の方からは有害鳥獣駆除対策事業の中身について申し上げます。

平成 17 年度の事業の中身についてでございますけれども、これにつきましては、これまで昭和 57 年度から取り組んでおりますけれども、17 年度といたしましては、電気牧さくの設置、くくりわなの設置、箱わなの設置、捕獲報奨金の支払い、猟友会への駆除委託料の支払い、以上を事業内容としていたしております。

それで、議員の方からは、本年度の特徴はということでございましたですけれども、特別な特徴というのはございません。これまでの事業内容でやっておるということでございます。予算といたしましては、1,622 千円ということに全部でなっております。

それから、11 月 15 日から 3 月 15 日までの期間で、どのような状況になっておるかということでの御質問ですけれども、私どもでのこの駆除対策事業というのは、11 月 15 日から 3 月 15 日というのが狩猟期間でございます、それ以外の 4 月 1 日から 11 月 14 日、約 7 カ月半ですかね、この期間における事業を入れるということの中身でございますので、その点についてはお間違えのないようお願いしたいと思います。

それで、昨年と比べての状況ですけれども——申しわけございません、16 年度が 161 頭ということで、これはイノシシの捕獲頭数ですけれども、なっております。それで、近年の状況でございますが、13 年度が 140 頭、14 年度が 181 頭、15 年度で 84 頭ということで、イノシシの駆除頭数の推移ということでなっております。

イノシシの駆除、それからほかにハトとかカラス、こういったものが対象になるわけですが、いずれにしても、イノシシの駆除というのは、これに対して効果的に行うためには、猟友会のさらなる御協力と狩猟免許の取得者の拡大、こういったものが必要と思っておりますけれども、現状においては、なかなか新しい免許の取得の申請が少ないというのが状況でございます。

今後は、地域一体となった取り組みというのをお願いしなければならないんじゃないだろうかというふうに思っておりますのでございます。

以上でございます。

○副議長（中西裕司君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

4番水頭議員の海外療養費制度についての御質問にお答えいたします。

制度が設けられた経過内容等について申し上げたいと思います。

この制度は、先ほど議員も申されましたように、医療保険の被保険者が、渡航中に傷病の治療のため海外の医療機関で治療を受けたときに、帰国後、その費用の一部について払い戻しを受けられる制度です。

これまで健康保険、船員保険、共済組合などの健康保険制度につきましては、海外で勤務することがふえたことで海外療養費制度が導入されておりました。保険別に申し上げますと、政管健保や組合健保などの健康保険及び船員保険につきましては昭和56年、国家公務員の共済で昭和34年、地方公務員で昭和37年、私学教職員で昭和29年、老人保健制度で昭和57年から導入されているところであります。

一方、国民健康保険制度では、被保険者が自営業者や農業従事者等は海外で勤務することが想定されにくいこと、また国民健康保険は地域保険としての性格から、海外で勤務することとなる場合は国民健康保険の被保険者ではなくなるなどにより、海外療養費制度が設けられておりませんでした。しかし、海外渡航もふえ、被保険者から海外滞在中の療養に保険適用を認めてほしい要望があり、総務省から厚生労働省に対し改善するようにあっせんがあり、海外滞在中に病気やけがで治療を受けたときについて、平成13年1月1日から保険が適用されるようになりました。

海外で治療を受けた場合は、一たん全額を支払い、帰国後、窓口に療養費を申請することとなります。支給の対象となるのは、その治療が日本国内で保険診療として認められている医療行為のみに限られております。請求期限は、治療費を支払った日の翌日から起算して2年となっております。

鹿島市では、国民健康保険でのこれまでの申請実績はあっておりません。

以上でございます。

○副議長（中西裕司君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

1回目のあれで答弁ありがとうございました。

2回目の質問をしてみたいと思います。

行財政の改革についてですけれども、税務課は、もう根気強く、とにかく一生懸命頑張っていますということで、日ごろの私たちは頑張っているんですよというところは、もう心強く聞こえますので、よろしく願います。

この行財政改革の中での今質問した中で、財政基盤の強化の中ですけれども、この中で一つ言われたことは、現在の住民サービスに対しては低下をさせないということですね。それは、とにかく一生懸命頑張っていきたいということが今答弁されたんですけれども、いろいろ

ろと、るるここの中身等をどのようにされていくのかは今説明を案としていただきました。こういうふうに考えていますよということをおっしゃいました。

それで、この中に、我々にも財政基盤強化の経過報告についてということでもいただいている中で、いろいろとこれを読ませていただきました。その中で一つ、これはここの中に上げてありましたので、今言われた市有地の処分とか、それからいろいろ職員の削減、これも言われましたし、そういう中で、特に民間委託検討班というのがここに上げられている中で、ここの中に、実は保育所みどり園、それから学校給食センター、それから市民会館、エイブルと、ずっと書いて上げられておられますけど、この民間委託検討の中で、みどり園の民営化とか、給食センターを10年以内をめどに民間委託する方向で検討するというように、この前説明をいただいたんですけれども、それでは、この10年間の流れの中で具体的計画はどのように考えておられるのか。また、それで財政ベースでどれだけ豊かになるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

次に、防災対策ですけれども、防災対策については18年度、改定作業に入る。整合性で、鹿島市も作業に入るということをおっしゃいただきました。今回、この防災対策に対してもう一つお聞きしたいのは、災害弱者のことについてちょっとお聞きしたいと思います。

高齢者、障害者など、いわゆる災害弱者の緊急対策についてお尋ねしていきたいと思えます。

この新潟、福井、福島、四国等の集中豪雨は、死亡者の多くが70歳以上だった被害状況を踏まえて、政府は7月28日の中央防災会議において、災害情報の伝達、高齢者などの避難体制、河川堤防の安全性、局地的集中豪雨にかかわる予報体制について検証し、緊急度に応じて可能なものから改善措置を講じることとしたようであります。本市の場合、こうした措置についてはどのようにされるのか。指摘するまでもなく、防災対策の難しさは、行政だけで対応するわけにはいかない点があります。阪神・淡路大震災の検証によりますと、通信網も交通網も寸断され、消防や自衛隊などによって救助された人はほんの一部で、実際には多くが近隣住民の助け合いにより救助されたのであります。ましてや、災害発生後の72時間以内と言われる緊急救援時期には、やはり近隣住民による助け合いが人命救助の大きなかなめとなるのではないかと考えます。しかし、今般の近隣地域の人間関係はますます希薄な状況になっている中で、障害者、高齢者の状況の把握は難しく、有効な対策が打ちにくい実情もあると思えます。

新聞報道によりますと、新潟県内では災害弱者の救出を主眼とする安全対策マニュアルは用意されていましたが、全く機能しなかったようであります。高齢者に目を向けたのは、毎日のように接しているケアマネジャーやヘルパーさんであったと報じられています。本市におきまして、地域防災計画の中に災害弱者に関する計画が明記されているようであれば、その内容、状況、体制などのチェックは、だれがどのような形で、いつ行っているのか、お伺

いたします。

3点目の住民基本台帳で、本市の取扱状況ということでいろいろ説明をしていただきました。閲覧に関しても十分な説明でお聞きしましたけれども、やっぱり閲覧請求があった場合には拒否はできないということで、何が不当請求かと、これもわからないというその状況の中で、だからこそ、今回は佐賀市の場合にはこの条例をつくられたんじゃないかと思うんですよ。熊本市も条例、また佐賀市も今度5月1日からということになったんですかね。そうということで、例えば、この問題点で、このいろいろな問題が起きないように対策として、まず、当市ではいろいろと御苦労されていると思うんですけれども、この中で閲覧者には身分証明書の提示、それからもちろん、それをより厳格に行うために質問等も行っていると、佐賀市の場合ですね。そういうあれが条例、この中ですね。それから、閲覧が認められた場合も、その後の個人情報流出を防ぐため、閲覧者は転記した事項の利用及び廃棄について報告する義務があるということであるわけですよ。

今ずっとお話を聞いていたら、本市といたしましてはこのまま、とにかく国がきちっと方向性を示したらやっていきますよということで聞こえてきますけれども、それが秋ごろに何とかその方向性が見えてくると思うんですよ。そして、それからいろいろ国に基づいて、今度また、いろいろと当市でも取り組みをしていかれるように聞こえるんですけれども、その点でもう一回、この点でどのように、このまましていかれるのか。それとも何か一つ庁議でもされて、いろいろここで取り組みを、何か案を出されるのか。その点をちょっと2回目、お聞きしたいと思います。

それからまた、もう一つはセキュリティーの問題もあるわけですよ。これは1階の今の住基台帳ネットワークのセキュリティーの問題、これもあるし、それから全庁的なこともあるし、こういう中でどのように、例えば、我々はIDとパスワード、これで自己で責任持って、要するに管理をしていくということになって、もちろん業務用、庁舎内のパソコン等は、今、パソコンにはデスクトップとノートパソコンとあるんですけれども、ほとんど庁舎の中で使われているのは、ノートパソコンがほとんど使用されていますし、また、その中で、全部それが当市のものであるのか、それとも個人の持ち物も多分あるんじゃないかと思うんですよ。そういう中で、このセキュリティーの問題で、全庁的にもどのようにこのセキュリティーについては取り組まれているのか。そういうのもちょっとお聞きしていきたいと思えます。

それから、4番目の有害鳥獣ですね。これは、いろいろと詳しく捕獲数も御答弁いただきました。大体16年度 160頭捕獲したということで、今されたんですけれども、地域一体となって取り組んでいくということですね。僕は今から質問しようかなと思ったら、地域一体となって取り組んでいくということで、とにかく課長がもう一生懸命やっていきますよというふうに聞こえたんですけれども、実はこの中で、今、駆除期間中、それから狩猟期間中です

ね。これが、もともとは11月15日から2月15日までやったんですよね。それが狩猟期間が1カ月延びたんですね。それで、4月1日から結局3月までですか、これが駆除期間中。そいぎ、そこにも幾らか、もうどうしてもそこの中には間も出てくると思います。駆除期間中と狩猟期間中の中に幾らか若干ですね。それは今から取り組んでいきたいと思いますが、その中で、この対策の中で今予算等も言われ、その中で箱わな、それから電気牧さく、それからくりわなといろいろ、それから猟友会に対して1頭に対して5千円ですか、払っていますと、それは予算の中、そういうことも今説明をされました。

ところで、住民の皆さんの中から、この箱わなの設置、また有害鳥獣を駆除した後の死体の処理については、どのようにしたらいいのかということですね、またこれで悩まれています。箱わなの設置にしても、多分というか、今の箱わなの設置は免許を持たなければできないと思います。それから、その処理についても、やっぱり猟友会の人をお願いして刺しとめですか、やるというふうになっていると思うんですけども、例えば、その処理で、要するに狩猟期間中であれば持ち帰りもできるし、例えば、駆除期間中であれば、その死体は原則として埋没ですかね、埋めるということになっていると思うわけですね。で、山の中に埋めると、勝手に埋めていいですよ。だって、埋めていいですってもう、今、夏場になったらやっぱり腐敗が激しいですよ。もう虫がわくと。それで、早く埋めなきゃいけない。そして、山の方でも、岩盤のところもあるし、掘ったらすぐ掘れるところもあると思うわけですよ。この夏場の暑かところに掘って、いっちょいっちょ埋めろといっても、これは厳しいものもあるんじゃないかと思うんです。捕獲して、161頭を全部持ってこられて、そしてどのように処分されているのかですね。そういうものもちょっとお聞きをしていきたいと思います。

さっきも言われた、その受講者が少ないということですね。これも言われましたけど、受講者が少ないのは何で少ないのかですね。要するに、講習を受けた人しかさせないのに受講者が少ないということは、猟友会の方にもう任せておられるのかですね、それあたりもちょっと。もちろん受講者に対しての、こういうふうに参加しませんかというあれは広報あたりでも、もちろん知らせておられると思います。そういう中で、なぜ少ないのか。

それから、焼却処分、これはできないのかですね。多分されていると思うんですけども、これも基本的には環境問題と今度かかわってきますので、このあたりで焼却処分ができないのかですね。

それから、ここの中、特に浄土山は狩猟解禁になっているわけですね。禁猟区からは外されているわけでしょう。その中で、やっぱりその人が箱わなの設置を自分でしたい。でも、できないんじゃないんですかと僕はちょっと言ったんですよね。それから、箱わながどのようにしたら設置ができるのか。それはやっぱり、もちろん講習会に行って免許を取らんといけないと思うんですけども。それからもう一つは、箱わなに対する補助等もあった

らしいなという話もされましたので、そういうともお願いします。

それからもう一つは、自主的に駆除対策事業制度というのがあるわけですね。そいぎ、それはどのような助成をされているのか。それを、これがあると聞きましたので、この点をお願いしたいと思います。

それから、5番目に保健行政ですね。これは今、課長答弁されたとおり、いろいろもう、確かに国保あたりがおくれていたなど。やっぱりいろいろ、ほかの方は海外に行かれる方が多いと。目的もあったということで、国保の方はなかなかそういうもので外されたということですね。で、1月1日から13年で適用になったということ、鹿島市には例がないと言われたけれども、やっぱりいろいろ今そういうことで、実際に鹿島市じゃなくても、こういうことが依頼があったんですよね。だから、こういうことはどうすればいいとですかと聞かれたもので、市役所の方に、保険健康課の方に行きました。そしたら、この書類を持ってこられて、こういうとがありますよということを四、五枚書類をいただきました。

この中で、もちろん海外でかかれば、英語とか、いろいろ外国語で診断内容が書かれているわけですね。それに対しては、それを翻訳してから請求してくださいよということで、そういうふうになっているわけですね。それで、翻訳するときに3,500円から4千円近くばっかりまた要るわけですね。もちろんこの治療目的で絶対そういうことはできないということ、渡航先でのけがをしたときということで、そういうことでこの制度はできたんですけども、しかも、この制度は見てみれば、支給されるときに現地通貨、この通貨価値の方が問題になってくるわけですよ。相手がインフレで、日本円に換算した場合に戻ってこないというケースもやっぱり浮かんでくる。物すごいインフレな価値で、貨幣価値が暴落したときには、もう換算しても何も戻ってこんという現象も起きてくると思うわけですね。そういうのも踏まえて、とにかくこういう制度があるということは、もうありがたいことです。

それから、こういう制度があるというのを広報あたりに載せてほしいと思うわけです。そういうことをお願いしたいと思いますけれども、その点いかがでしょうかね。

これで2回目を終わります。

○副議長（中西裕司君）

答弁をお願いします。唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

財政基盤強化計画のうちの、みどり園と給食センターの民営化ないし民間委託というように、具体的方策はどういったことを考えているかという御質問でございます。

この財政基盤強化計画は、目標として5年間の計画を策定しております。ただし、これではおさまり切れない項目もございますので、その部分については長期の計画というようにことで、その方法を定めておるものでございます。したがって、この計画につきましては、区切り、区切りの段階で検証が絶対に必要な計画だと考えております。

そこで、みどり園、給食センターの件でございますが、これは民営化、民間委託、もしくは廃止せずに済むことならば、これはしない方がいいわけでございますので、そういったことは区切り、区切りの段階での検証にかかってこようかと思っております。あえて今の段階で、その具体的な方策とは申しますと、最悪、民営化なり民間委託になったときには、本庁側で受け入れるというふうなことを考えまして、退職者の不補充にかかっていくというようなことが方策として考えております。

それから、効果額についてのお尋ねでございますが、ただいま目安としては持っております。ただし、概算の算定でございますので、正確に検証していないものでございますので、額は控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（中西裕司君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

2回目の御質問にお答えいたします。

災害弱者対策ということでございます。地域防災計画での災害弱者対策として、目的でございますけど、防災及び災害時の応急対策が円滑に行えることをして、目的といたしております。

災害弱者とは、身体障害者、知的障害者、高齢者、乳幼児、病気にかかっている人、そして被災による孤児や遺児、そして滞在者、そして日本語を解さない外国の方、そしてその他、要介護者を災害弱者と称しております。

活動の内容でございますけど、災害弱者の安全、安否の確認という安全対策。災害発生の初期の緊急処置といたしまして、福祉関係団体とか民生委員、自治会、消防団、社会福祉協議会等に要請を行いまして、それぞれ適切な避難所、救護所への誘導、また災害弱者の安否と所在地確認、そして所在地及び不明者のリストの作成等をするようにいたしております。災害弱者専用避難所の確保と輸送ということですね。避難所単位でリストを作成したり、福祉仮設住宅へ入居できるような配慮とか、車いす、つえ等の介護用品の手配等をするようにいたしております。また、巡回ケアとか広報活動、相談窓口の設置等を行いまして、健康診断や各種の相談に対応するとか、ボランティア等による介護ということを活動の内容といたしておるところでございます。

担当部署といたしましては、市の福祉事務所、保険健康課、企画課の情報統計係、商工観光課、建設環境部調整室と連携をとりながら対処していくということにしております。

これまで佐賀県は地震が少ない地域だったということで、特に訓練等は今実施をしておりますが、この地域防災計画の改定後、18年度以降には、今後、関係機関と協議をしながら、この対策について協議をしていくことになるかと思っております。

○副議長（中西裕司君）

中村市民課長。

○市民課長（中村和典君）

住民基本台帳の2回目の質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほど閲覧の実績等について申し上げたわけですが、鹿島市の今の閲覧状況の実数から見まして、人口に占める割合でいきますと全体の11%でございます。先ほど議員からも申されておりますように、今、全国的に条例化を急がにやいかんということで、動きが起きている市町村等の状況を見ますと、全体の人口に対して3割以上、いわゆる大量的な閲覧の申請があった市町村については、条例化を急いでいるというふうな状況でございます。

この大量閲覧の一番の盲点といいますのが、1週間に3,000件以内という取り決めをしておる中で、次の週にまた改めて3,000件の閲覧の申請が出されると。そういった繰り返しの基づいて、規制がきかないということから条例化をされているような状況を聞き及んでおります。

それから、今、きのうも申し上げておりますが、国においてもいろんな社会問題になっている状況がございまして、あり方検討委員会を設置されて、5月11日に初会合が持たれておりますが、その検討委員会の検討事項について申し上げますと、一つは、閲覧制度を存続させるべきかどうか。それから二つ目が、存続させる場合に、閲覧できる主体と目的をどのように考えるべきか。それから3点目が、個人情報保護の観点から、どのような閲覧方法が考えられるか。それから4点目が、選挙人名簿抄本の閲覧制度をどう考えるかという、この4点について国の検討会の中でも検討されております。この結果がことしの秋ぐらいまでに示されるという状況でございます。

それから、議員が先ほど申されましたように、鹿島市として、条例化等について国の方針が出るまでどうするのかという御指摘でございますが、本市といたしましては、国の動き、それから他市の状況等を見ながら、今後、さらに勉強をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（中西裕司君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

私の方からは、住民基本台帳についての関連事項といたしまして、全庁的なセキュリティー対策についてお答えをいたします。

情報化が進めば進むほど、それに並行して、モラルの向上とセキュリティー対策の充実というものは必ず求められてくると思っております。本市におきましても、先ほど市民課長が答えましたように、ハード上、あるいはソフト上では、専用回線を整備、使用したり、ある

いはファイアウォールを設置したり、あるいはウイルス対策を実施したり、あるいはまたICカードやパスワードを使用して、そのセキュリティー対策は一応実施しているところでございます。

そしてまた、個人パソコン等につきましても、さっき言及していただきましたけれども、個人パソコンにつきましても、大体16年度までには、いわゆる事務職と言われる職員については、すべてが配置が完了したと思っておりますので、現在のところは私用のパソコンは持ち込みはないものと理解しているところでございます。

そういう中で、そういった管理上の、またセキュリティー対策といたしましては、これは平成14年になりますけれども、14年の8月に鹿島市パーソナルコンピューター等管理運用基準というものを定めて、その取り扱い等について運用をしてきているところでございます。そしてまた、平成17年の3月には鹿島市情報セキュリティーポリシー、そしてまた、その実施手順書等を策定いたしまして、さらにその強化に努めたところでございます。

そしてまた、今日におきましては、個人情報保護法の4月からの全面施行に伴いまして、個人情報保護条例の全面改正に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○副議長（中西裕司君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

2回目の御質問にお答えいたします。

処理をした場合の死体の処理について、大変困っている状況があるということでございました。許可をする場合は、焼却、もしくは埋没ということで、埋めるということとなっております。実際は、やはり議員おっしゃいましたように、焼却という場合は環境、そういったこともございまして、それに配慮をいただいて、もうほとんど100%近く埋めていただいているということが状況でございます。

それから、箱わなということでお話ございましたですけれども、確かにこの事業で助成をしている場合、対象としては電気牧さく、それからわな関係があるわけですけれども、どうも電気牧さくが有効なのか、箱わなが有効なのか、そこらあたりが、お聞きをしておりますと、まだ実際、箱わなによる捕獲というのが鹿島、それから藤津1市3町の中での数を見ますと、箱わなによる捕獲が多いように思われます。それで、箱わなが有効か、電気牧さくが有効か、そこらあたりは場所によっても違うかもわかりませんし、これからそこらあたりは地元の猟友会の方々、それから広域の協議会の中で提起をしながら、予算の配分の仕方というのですか、そこらあたりは検討課題かなと思っております。

また、箱わなに対する助成があったらよろしいがという御要望なんですけれども、箱わな自体は価格が39千円、1台あたりいたしますので、それを全額助成するという形になります。

本来、この事業は県の単独事業ですので、県の方が2分の1持ちまして、それぞれ市町村が2分の1持つという形でなっております。

それから、この箱わなによる捕獲をする場合は免許の取得がございます。県の許可ですけれども、これに対しては免許が要るわけですので、試験がございます。市報で6月1日号です、7月にあるということで市報でお知らせをいたしております。7月24日、8月7日、2回ございますけれども、大和町においてございますけれども、その広報のお知らせということでいたしております。

それで、これ助成なんですけれども、事前にそのお勉強、予備講習会というのが開催を、7月の中旬に試験の前にされます。その受講料が11千円要るということで、それを全額、この対策事業の中で補助をするという形になっております。

そういうふうなことで、箱わなに関する状況は以上でございます。

以上です。

○副議長（中西裕司君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

3点についてお答えいたします。

まず、申請の手続ですが、これは被保険者が加入している医療保険の保険者に申請することになります。療養費支給申請書に診療内容証明書、あるいは領収明細書なりパスポートや保険証が必要になってきます。

なお、診療費支給明細書、領収明細書が外国語で作成されている場合は、先ほど議員も申されておりましたように、翻訳文を添付することが義務づけられております。この翻訳文の作成につきましては、民間会社がやっておりますが、手数料が3,500円、これは自己負担となっております。

それから、払い戻し、支給額のことについて申されましたが、この支給額は実際にかかった医療費を円に換算した額と、その治療を日本国内の保険診療に置きかえた場合の保険診療費と比較して計算されることとなります。実際の医療費が日本国内での保険診療費より低い場合は、実費額から被保険者の一部負担相当額を控除した額が、実際の医療費が日本国内での保険診療費より高い場合は、日本国内での保険医療機関等で給付される標準の額から被保険者の一部負担金相当額を控除した額となっております。

次に、住民周知についてでございますが、この制度に関する市民への周知については、平成13年の制度創設時、またそれ以後も行っておりません。けさの新聞に、04年度観光白書が閣議決定されたということが載っております。この中で、04年に観光、仕事も含めて海外に出かけた日本人は、03年度より26.6%増の1,683万人で、過去2番目の多さだったと報道されておりました。このように、海外渡航者は年々増加しており、渡航中の保険事故の可能

性もありますので、市報やホームページ等により住民周知を図りたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（中西裕司君）

水頭議員に申し上げます。時間がわずかでございますので、簡潔によろしくお願いいたします。4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

そいぎ、最後に行財政改革で一点だけお伺いいたします。

今、答弁になった、区切りの段階で検証していくということを言われたですね。それで、これはやっぱり十分に協議をしながら進めていかれることを要望しておきます。

それで、市長に最後にお伺いしたいんですけども、この自主財源の確保に向けた収入策として、例えば、企業の誘致、それからの産業振興、こういうことについてどのように考えておられるのか。特に、これは何でかといったら、佐賀県の中で、今8市の中で——もとの7市でよかですかね、の中で、人口減少の傾向の中で、若者定住率がちょっと比較した場合に低いように感じられるわけですよ。低いということがデータが出ていますので、これと少し関係して、例えば、企業離れ、若者がやっぱり企業が来ない、鹿島市に張りつこうとしない。例えば、鹿島市からその企業が、もちろん振興策、一緒に頑張っておられると思うけれども、何でこれがそうなのか。それから、今後このようにして、その振興策ってどのように考えておられるのか、その一点だけお聞きして終わりたいと思います。

○副議長（中西裕司君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この流出の件、後でデータをお互いに示し合わせながら議論しましょう。そうしないと、今、急に言われても、ちょっと議論できませんので。

○副議長（中西裕司君）

以上で4番議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。3時15分から再開をいたします。

午後3時1分 休憩

午後3時15分 再開

○副議長（中西裕司君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

14番青木幸平でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず1番目は、高興郡との交流、いわゆる外交問題でございまして、市議会でも外交問題と

というのはなかなか手がつけられない問題でございますけれども、高興郡との交流をしている以上、これを避けて通ることはできないと思っております。2番目は、新エネルギービジョンの問題でございまして、この問題も避けて通れない。3番目が財政の問題でございまして、いわゆる職員の俸給まで手をつけないと財政再建はなかなか難しいんじゃないかと。雇用の問題もありまして、ちょっと反するような問題でございますけれども、その辺を突き詰めてみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

去る3月19日、高興郡から一方的な交流中断のファクスを受け、黙っていてよいのかとの疑問があり、あえて質問をいたすわけでございます。

平成9年に交流提携の文書を交わし、その後、民間も一緒になって交流も定着してきたと思っております。今回のように島根県議会の竹島の日条例制定を牽制するように地方自治体同士の日韓交流の礎を崩すような一方的なやり方に、釈然としないのは私だけでしょうか。自治体同士の交流とはいえ、外交問題の前にはお互いの外交儀礼を無視したような態度で本当に長いつき合いができるのか、疑問に思うであります。

5月20日の清川での武雄・鹿島政経セミナーでも、玄海人クラブ代表の愈華濬（ユ・ファジュン）氏が講演の中で鹿島市と高興郡の交流に触れ、日韓で問題が起きたとき、静観して推移を見守ることが問題解決にはならないとし、韓国とのつき合いが必要と思うのは、声を上げて真の友情を固めるべきと指摘されております。

近ごろ、日中、日韓ともに余りよくない関係が続いておりますが、私も竹島問題を調べてみましたところ、たまたま図書館に下條正男氏の「竹島は日韓どちらのものか」という本がございました。また、この問題はインターネットでも詳しく出ている問題でございます。その下條氏の本の一番終わりの方に書いてございますが、それをちょっと読ませていただきますと、今、竹島を韓国では独島（トクト）と言うらしいですね、独り島と書いて。独島の博物館があるそうでございますが、その博物館でしょうかね、展示室に入り、安龍福（アン・ヨンボク）という、これは韓国で言えば英雄、日本で言えば、ちょっと言えば、その時代は元禄時代でございますから、密航者として日本では扱っております。それが韓国では英雄になっていると、そういうふうないきさつも詳しく書いてありまして、どうも歴史的に、鬱陵島というのが朝鮮半島の近くにありますが、鬱陵島の横に竹嶋て昔あったんですね。それと混同しているんじゃないかということも書いてありますけれども、インターネットではそういうことじゃなくて、もう一つちゃんとあるというふうにも書いてありますので、どちらが正しいかということは、またこれは日韓両方で話し合いをして決める問題であろうと思っておりますけれども、最後のページに、「私が一番問題にしたいのは、竹島は日韓どちらのものかということではない。安龍福の独島の密航事件が起きたとき」、その当時、韓国は李朝でございまして、李朝の、これは韓国語でどう読むかわかりませんが、日本語で読みますと、金鎮龜、李朝の外務大臣のような人だと思えます。この人が「いにしえ

より降臨のこと、初め微細に似て、末大いに至る」と危惧したように、問題は瑣末な行き違いがやがて日韓双方が身動きのとれない状態に追い込まれてしまうことになるというふうに、もう江戸時代に喝破しておられるわけですね。初めは小さな問題であるけれども、外交問題というものは初めをよくしておかないと後は重大な問題になると。もう 200何十年前に、こういうことをちゃんと言っているわけです。

基本的には、竹島は日本領としながらも、この問題は日韓両国政府が解決せねばならない問題であります。地方自治体が、外交の問題で交流を中止するのはやむを得ないとして静観しているのか、あるいは時限立法的に5年、あるいは10年たったら行政はもう民間に任せるというふうに、民間交流に切りかえるのかどうか。その辺、財政問題も絡めて御返答をお願いしたいというふうに思うわけでございます。

次に、2番目の鹿島市地域新エネルギービジョンについて質問をいたします。

ことしの2月だったでしょうか、この本は皆さんお持ちだと思いますけれども、これを見ながら、鹿島市地域新エネルギービジョンの最重点施策は何か。そして、素朴な質問でございまして、中木庭のダムは常時放流されます。そして、水道水は1万6,000トン、これは確保されておりますけれども、水道には当分は使わないと、そういうふうなエネルギーをどういうふうにご利用するかという問題でございまして。

この問題も、アメリカのアースポリシー研究所長のレスター・ブラウンさんが、これは農業新聞に書いてありましたけれども、ちょっと読ませていただきますと、途中からですけれども、地球経済の倒産が心配ということで、「エネルギーではさらに驚異的だ。中国が現在の米国人と同じだけ石油を使うと、中国は2031年には石油を1日当たり9,900万バレル必要とするだろう。石油の産出は現在世界で1日当たり7,900万バレルで、これ以上は産出されそうにもない。石炭も同じだ。中国で使う化石燃料からの炭素放出は、今日の全世界の放出量に匹敵するだろう。食料安全保障を害し、沿岸の都市を水浸しにして、気候変動を制御し切れないという悪循環に陥る危険性がある。ここで言いたいのは、中国の大量消費を責めるのではなく、人類の大部分が急速に経済のグローバル化に動き出したとき、何かが起こることを学ぶべきだ」そして最後の方に、「現在豊かな生活を送っている欧米初め、12億人が資源を使い続けることはできないということだ。私たちは地球の持続可能な範囲を超えて消費している。これでは地球経済は倒産する。そして、風力、火力、地熱、太陽電池、太陽熱発電、生物燃料など、再生可能なエネルギー源を使う新しい経済モデルを私たちが必要としていることを教えてくれる」。

こういうことで、このパンフレットができたと思いますけれども、京都議定書に言われるまでもなく、この環境問題は重大な時期に来ていると思うわけでございまして、この一番初めに、太陽光発電の鹿島市の需要はどのくらい予測されているのか。そして、補助率はどのくらいなのか。それから、一番重要な一般家庭の施設費はどのくらいかかるのかなど、今後

の普及によって資材器具が安くなり、あるいは電力会社の電力購入単価が引き下げられる心配はないか。本当によいとなれば、太陽熱温水器のように急速に普及していくものと考えられるが、今後の広報、普及促進の進め方、現在、この本には個人用で鹿島市で 119 世帯、これをどのくらいふやされるのか、あるいは公共建物、公共用建物、学校、公園などの計画はどのようなものがあるかということをお聞きしたいわけでございます。

2 番目の問題は中木庭ダムの放流水の利用でございますけれども、我々もダム委員会におった関係で、これが発電用には利用されないということは大体承知はしております。それをほかに利用することは、まず今までの法律ではできなかったということでございますけれども、これが少し改正になってきたということございまして、この地球環境を考えた場合、この水を利用しない手はないと思うわけございまして、太陽光発電よりも鹿島市としては一番利用価値のある手近なエネルギー源だろうということで、ちょっと質問するわけでございます。

先ほども申し上げましたように、水道用水が 1 万 5,000 立米、1 日ですね。これは水道用水でございますけれども、あそこは常時流すようになっておりますので、その水量はどのくらいあるのか。果たして河川用に使われる量があるのかどうか。それから、ダム地点下流の中川沿線の既得用水の補給を行うこと、流水の正常な機能の維持と増進を図るための、いわゆる防災ダムでございますけれども、ダム計画時点から発電計画は言っていないが、将来のエネルギー事情を勘案すると、常時放流する水量と水道水 1 万 5,000 トンの緊急利用分がない分を発電エネルギーとして利用する計画は立てられないかという質問でございます。

先ほども述べましたように、今後のクリーンエネルギーを考えた場合、地球エネルギーとしてもったいないエネルギーであるわけですから、このエネルギー利用を考えないとおかしいんではないかということでございます。今まで国土交通省、厚生労働省と分かれてそれぞれの補助金体制があって複雑になっていることは存じておりますが、地球環境や重油、石炭、天然ガスなどの地下資源の枯渇、特に中国、インドなど経済成長著しい国の発展ぶりを見ますと、重油価格の暴騰も納得できるものであり、今後の地下資源エネルギー使用は極めて慎重な対応が迫られると思うわけであります。地域にあつてのクリーンエネルギーの開発に積極的な対応が望まれています、その対応を聞きたいというふうに思います。

3 番目に、財政基盤強化計画案についてでございますけれども、これは市報で一応、財政基盤強化ではございませんけれども、市の職員の給与、それから地方税以外からということはこの間の市報に載っております。地方税が、自主財源 2,770,000 千円、それに対して人件費が 2,571,000 千円、これ 92% ございまして、そのうち職員給が 1,480,000 千円、53% を占めているわけであります。

職員俸給については人事院勧告に従って決められており、国家公務員との差、いわゆるラスパイレス指数も 100 以下ということで、今までは余り問題にされなかったのですが、地方

の財政難と民間のリストラなど不況の風が吹いてくる中で、公務員は身分の保障がある上に給料はよ過ぎるではないかという世論が起きてきております。都市部では、民間企業との格差はそれほど高くないのですが、地方に行くほど格差は拡大して、公務員の賃金は割高になっているようであります。

名古屋大学の太田聡一教授がこの間、日経新聞に載せておられましたが、これは青森県を例にとってありましたが、青森県と佐賀県はまた違うわけですが、青森県の例で、2003年度の県内民間給与水準は平均月額 247千円、一般行政職の平均給与は 436千円と格差は 1.7倍以上。佐賀県の場合はどれくらいあるのか。鹿島市の場合、鹿島地元産業のトップ企業との比較、あるいは1次産業、2次産業まで含めた鹿島市の給料の実態、ボーナス、あるいは特殊勤務手当、退職金などの実態を調査されたことがあるのか。あるいは、県、国などの統計調査はどうなっているのかをお知らせ願いたいと思うわけですが。

鹿島市にも「数字で見る鹿島」というものがございますけれども、それにも全然載っておりません。これなんかもやっぱり、一応基礎調査として今後調査されることは考えておられないかどうか、これもお聞きしたいと思います。

今回、市の財政基盤強化計画では人員削減として、定年による自然減を基本として新規採用を控える計画を出してありますが、新規採用を一時的に控えると、次の世代の職員構成にいびつな面が出てくるのではないかと。また、鹿島市の若い人たちの地元企業への就職難が続いております。若者の失業率は、これはインターネットで調べましたけれども、10%を超えていると言われます。元気で働ける人にとって職がないということは、人生の中で最も悲しい出来事の一つであります。それによって生活が脅かされるだけではなく、仕事上の達成感を得る機会を失い、自尊心まで傷つけられてしまいます。2005年の調査で、フリーターが 260万人、ニートが65万人、パラサイトシングルなど新しい呼び名で出ていますが、いずれも若者の就職難に関連のある言葉ばかりであります。

鳥取県の片山知事は、職員給与削減で雇用対策ということで、これは出しておられます。「片山知事は、県職員の給与をカットし、それを雇用創出の財源にする取り組みも始めた。県職員が県民と痛みを共有するとして、2002年度から3年間、職員給与を原則5%引き下げたのだ。片山知事は2002年1月、全国最高当時の5%給与カットを組合に提案。紆余曲折を経て、知事ら特別職が7%、部長級6%、入庁3年目までの若手4%と段階的にカットすることで妥結した。この結果、職員給与、警察官、約1万1,500人の人件費33億円を削減できた。これを財源として国の支援制度の対象外の15ないし44歳の失業者や、中・高生の……」中学、高校卒業生ですね。「新卒者を雇用する企業に1人につき30万円を交付して民間雇用を支援。また、小学校低学年で30人学級を実施したり、ドメスティックバイオレンス防止体制を充実させるなど、県庁による直接雇用をふやした。2002年度は民間705人、行政322人、3年度は民間99人、行政500人の雇用を創出した。ただ、民間雇用の目標達成率は2002年度

で33.6%、2003年度で57.1%にとどまっている」というふうなことが書いてあります。

いわゆる職員給与も聖域ではないということでございます。今回の人事院勧告が、公務員給与の引き下げを何%にするかはわかりませんが、勧告以上に下げてでも雇用を充実する気はないかをお聞きしたいわけでございます。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（中西裕司君）

答弁をお願いします。北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

私の方からは、14番議員の第1点目、高興郡との交流をどうするのかという点についてお答えをいたします。そして、2点目が鹿島市地域新エネルギービジョンについて、鹿島市としての地域新エネルギービジョンの最重点施策は何かというようなこと、それから、中木庭ダムの常時流水の有効活用についての御質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、高興郡との交流についてであります。竹島問題につきましては国際間の問題ですので、私の方からの答弁は避けましても、その竹島問題に関連して高興郡からの交流中断の通知が議員が申されますように3月19日付で参ったところでございます。このことにつきましては、市長の演告の中でも詳しく述べましたように、私どもにとりましても初めてのことでありますので、慎重に対応したいということで、県の国際課の方に相談をいたしたところでございます。その結果、県の国際課の方から、全羅南道を通じて高興郡の状況について問い合わせもしていただきました。そういった結果、高興郡主としては非常に悩んだ上でのやむを得ない判断で中断をしたいということでありましたので、今回は招聘を見送ったところでございます。また、その後、中断されることなく実施されました民間交流に際して、郡主様あての市長の親書をお送りしました。その際、副郡主が対応されまして、時期が来れば早急に交流を再開できればと思っていると、民間交流についてはこのようなきだからこそ、ぜひ続けてもらいたいという言葉があったと聞いております。

次に、このような行政間の交流は一定期間が過ぎれば民間交流に移行してもよいのではないかというような質問がありましたけれども、現在の高興郡と鹿島市の交流は、先ほど申されましたように、1997年に締結された友好結縁に基づいて実施しているものでございます。そういうことで、この交流を任意的な交流ではなく、両市・郡の公式行事として位置づけられたものであります。したがって、締結が続いている限り市が公式行事として対応していきたいというふうに思っているところでございます。

それから、2点目の鹿島市地域新エネルギービジョンについての御質問にお答えをいたします。

今回策定いたしました鹿島市地域新エネルギービジョンにつきましては、その目的と位置づけでありますけれども、本市の大きな特徴であります恵み豊かな有明海の干潟が地球温暖

化によりまして危機にさらされていると、そういう可能性があるということから、鹿島市第4次総合計画や、あるいは鹿島市の環境基本計画との整合性を図りながら、鹿島市における新エネルギーの総合的な導入を促進し、身近なところからの新エネルギー行動、省エネルギー行動ですね、そしてまた、地球に優しい生活スタイルへの転換を図るとともに、地域住民への普及啓発、さらには新エネルギーの導入に伴う新たな産業の創造と雇用を創出し、地域産業の活性化を図ることを目的としているところでございます。さらに、その位置づけといたしましては、鹿島市における新エネルギーの導入の基本方針や具体的な取り組みを示し、地球温暖化対策につなげていくということとしております。

青木議員の、この新エネルギービジョンについて、ちょっと誤解の点があるかと思imasので、説明いたしますけれども、今回策定いたしました新エネルギービジョンというものは、今回鹿島市が初めて取り組むものでありまして、新エネルギー対策を具体的に実施していこうというためのビジョンの策定じゃございません。まず基本的な事項として、現在の鹿島市の市民の方々の意識はどうかと、あるいは鹿島市における新エネルギー源の賦存量の調査ですね、一体どういうものがあるのかと、そういったものをまず今回調査いたしまして、そして、そのビジョンの中で鹿島市として進むべき方向として八つのプロジェクトというのを提言していただいております。ですから、今後、具体的に、じゃあ鹿島市としてはどのような具体的な重点施策を決めていくのかということは今から決めていくわけですね、この八つのプロジェクトを中心として。ですから、今の時点で、議員がおっしゃいますように、太陽光を具体的にどういう方向にしていくのかとか、そういったことは今から決めることでありまして、現段階では具体的なことを申し上げることはできません。

それから、鹿島市地域新エネルギービジョンの一環としてでありますけれども、中木庭ダムの常時流水の有効利用は検討されているのかというようなことであります。

まず、この常時流水量でありますけれども、中木庭ダムの常時流水量につきましては、基準値となるダム地点、ここで0.204トン/毎秒です。それから、片山橋付近地点で0.198トン/毎秒となっております。

このダム水の有効利用につきましては、平成11年度に中木庭ダムの建設に伴って、ダム貯水池からの落差、流量を利用した水力発電の検討が佐賀県において行われたそうでございます。それによりますと、環境に与えるクリーンエネルギーとして経済性が認められれば、国の補助対象として設置可能な事業となるということから、最大水量を毎秒0.5立方メートルから3.0立方メートルまで数段階に分けて、事業費と妥当投資額を算出し、経済効果の検討がなされておりますが、いずれもB/C、いわゆる費用対効果が0.32から0.85と1.0を下回ったために事業の妥当性が得られない結果となったということでございます。

また、そのほかのダムについて、もう少し小規模のダムについても実際そういった検討なされた結果がありますけれども、この場合もいずれも、例えば、施設設備費が60,000千円に

対して妥当経費が 9,000千円ぐらいということ、費用対効果を0.15ということで、現段階ではそういった小水力発電については妥当性がないということで結論づけてあるようでございます。

ただ、しかしながら、この新エネルギーについては経済性だけで論じられないという意見も最近では強くなっておりますので、こういった算出の方法等が変わってくれば、そういった取り組みもある面では現実的なものになってくる可能性もあるかもしれないというのが現状でございます。

以上です。

○副議長（中西裕司君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

財政基盤強化計画について4件の御質問でございました。

この御質問にお答えする前に、人事院勧告制度について、もう一度しっかり御理解、御確認をお願いしたいことがございます。

まず、この人事院勧告制度でございますけれども、これは国家公務員の労働基本権の制約に対しての保障措置として制度化をされております。人事院が労働者と使用者以外の第三者の立場に立ちまして、官と民との給与の正確な比較をもとに給与の勧告を行っております。これにより適正な公務員給与が確保されております。このことは、労使関係の安定と、それから能率的な行政運営を維持する上での基盤となっております。人勧は、申し上げますように、国家公務員を対象としておりますので、地方公務員につきましては、地方公務員法第24条によりまして国家公務員に準拠をするという解釈のもと、ほとんどの自治体がこの勧告を基本として給与の改定を行っております。したがって、鹿島市では今までも人勧を尊重してきましたし、今後もその方向でいくことになろうと思っております。

人勧は今までも、民間企業従業員の約6割をカバーしている企業規模を対象に、単純な官民給与の平均値ではなく、職種でございますとか役職段階、それから年齢、それから議員言われます勤務地域、これらを勘案しながら、この条件を同じくするもの同士を対比させまして、精密に比較を行った上で、労働基本権の代償ということも念頭に入れながら、社会経済情勢全般の動向を踏まえて勧告をいたしております。このことをまず十分に御理解をいただきたいと思っております。さらに、ことしの人勧におきましては、地域の公務員給与がそれぞれの地域の民間賃金水準に、より適切に反映したものになるようにということで勧告がなされる見込みということが報道をされております。

御質問のまず第1点目でございますが、鹿島市での民間給与を調査したことがあるかどうかという御質問でございますけれども、これはやったことがございません。先ほどの説明していただいた人事院勧告制度の尊重ということで、こういった機能を持っておりません。今回の御

質問を受けまして、二、三の企業と、それから県の人事委員会に問い合わせはいたしております。

それから、今後調査の考えはないかということでございましたが、これもございません。その機能は人事院が果たしてくれるものと、そこが持つておるといふふうに考えております。

それから、退職者不補充を続けていけば職員構成がいびつになると、これは御指摘のとおりでございます。例えば、ことしは緊急避難的に11人の職員の採用をいたしましたけれども、これは今後計画的に不補充をやっていくというようなことで計画をいたしております。

それから、最後の点でございます。勧告以上に給与を引き下げる気はないかというようなことでございますが、これにつきましては全員協議会の折も御説明をいたしましたように、財政基盤強化計画の案でございますけれども、この中で職員給与は2%の削減を提案をいたしております。これは職員みずからが人勧の前に策定をいたしております。2%でどうだろうかというような案でございます。ことしの夏の人事院勧告が2%を上回る時には人勧の率を使わせていただいて、人事院勧告が2%を下回る時はこの2%で削減をさせていただきたいとする案でございます。ただし、これはまだ組合との話も何にもやっております。

以上でございます。

○副議長（中西裕司君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

一問一答方式でお願いします。

高興郡の交流の問題ですけれども、副郡主からは親書で来たんでしょうか。それとも、今度、ガタリンピックには高興郡からも民間人が来られたということですが、その人たちに親書を頼んでやられたのかどうか。もうファクスだけで、ただあとは電話なのか、その辺はどうでございますでしょうか。

○副議長（中西裕司君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

2回目の御質問にお答えをいたします。

副郡主さんが対応していただきましたのは、こちらからの民間交流団の方に、うちの市長の親書を託しましたので、それをもって副郡主さんの方が対応していただいたということでございます。それを受け取ったときの副郡主様の言葉ということで、その民間の代表の方からこちらがお聞きした内容であります。

○副議長（中西裕司君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

韓国も儒教の国ですから、そういうふうな儀礼的な問題は十分心得られていると思いますけれども、ファクスで送って、外交問題、国の政策でこういうふうに決まったからというのは、非常に失礼なやり方じゃないかなと私は思ったから、こういうふうな質問をしているわけでございまして、それはそれでいいと思いますけれども、ある程度成熟してきたら民間でやるのが本当の民間交流ではないかなというふうに思ったから、こう言っているわけでございます。

○副議長（中西裕司君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず考え方の根底に、清川で愈さんが講演されたと、これが基礎にあられるようですが、その中で静観するだけでは解決にならないという趣旨のことを申されたということでありますが、恐らく愈さんは表面上のことだけ聞いて、今我々が議論していますね、あるいは私が演告の中で経過を言いましたね、そういうことは一切言っていないから、知られなかったと思います。だから、表面だけの判断で、一般論としての言い方だったろうと思います。そうでないと、その愈さんが、何で中身まで検討した上でそういうふうに言われたのか、私はやっぱりそれは不服であります。もちろん、るる説明しましたように、きめ細かに県を通じて、あるいは全羅南道を通じて高興郡当局とやりとりをした上で、双方これで行こうということでやったわけですので、通り一遍に我々が判断したということでもないですし、また静観という意味とは若干違うというふうに私は思っております。

それから、10年ばかりすぎ行政から民間に切りかえた方がと、ちょっとよく私は意味がわかりません。例えば、地方政府と地方政府が友好結縁を締結をしているわけですね、今回、高興郡と鹿島市ではですね。この地方政府と地方政府が友好結縁を締結するということは、我々が鹿島市と高興郡が結縁をしましたということをまず内外に示すですね。それから、市民同士の交流に公の意味合いを持たせる、あるいは市民同士の交流を保障し促進すると、こういう意味があると思うんです。例えば、これは全く100%例として当たらないかわかりませんが、国と国は日韓友好宣言をしていますね、政府と政府は。そうでしょう。そうした場合に、もう成熟してきたけんが、これはやめて国民同士でしてよかたいと、こうはならないと思うんですね。だから、私はどういう意味で申されたかちょっと、私もまだお聞きしておりませんが言えませんが、私自身は、やはりこの高興郡との友好結縁締結というのは続けてまいりたいと思いますし、これをもし我々が一方的に、あるいは申し入れをした、こういうことになると、それこそ外交的な問題になるのではなかろうかというふうに思いますけど。

○副議長（中西裕司君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

この日中にしろ日韓にしろ、民間の交流というのは非常に大切なことだと、それは認識しております。これは市長のおっしゃるとおりです。ただ、今度の問題は、いわゆる島根県議会が竹島の問題を出されたから、それに政府まで乗って、こういう問題が起きてきた。そして、韓国政府が地方の自治体にそういうふうには指導されたということが今回の問題の発端にあらうと思うわけでございまして、そういうことに対して、やはり民間交流で草の根交流は続けていかなければなりませんけれども、やっぱりそういうふうにしてきたときには、それはちょっと地方自治体としては政府の言いなりになるのはちょっと行き過ぎじゃないですかと、我々はそういうつき合いじゃないでしょうというくらいの親書をやりとりしながら交流をすることはできないかどうか。その辺はどうでしょうか。

○副議長（中西裕司君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

いや、親書の中身は、そういうふうなことを言っているんです。今までもこうして積み上げてきたじゃないですかと、これからも早期に再開をして、また今後もこういう友好関係を続けていきたいと思います、そういうことを言っているんです。

○副議長（中西裕司君）

質問はありますか。14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

次のエネルギー問題ですね。

これはつくただけで、実績はまだ、こういうふうな方向に行きたいということで、まだそこまではなっていないようですけれども、ただダムの問題は、これはやっぱり政府としてもいろいろ考えているようでございまして、中小水力発電の開発促進に向けたR P S法の適用対象範囲の拡大ということで、これは地方の電力会社に義務づけていますね。そういうものを利用して、R P S法を九電あたりにも働きかけて、鹿島市の中木庭を有効利用してくれというふうな運動、政治活動、あるいはそういうものを計画されておることがあるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○副議長（中西裕司君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

中木庭ダムの有効利用についての2回目の御質問にお答えをいたします。

先ほども申しましたように、最低、管理棟あたりの電気量のそういった創出ということで、もいかなということ、各ダムではそういった水力発電についてのいろんな試算等がなさ

れているところです。ただ、先ほど申しましたように、当時はまだまだその新エネルギーについての理解が少ない時代でありましたので、まずつくるには、先ほど言いましたようにB/Cを重視すると、経済的な面を重視するという施策のもとで行われておりますので、その当時、中木庭ダムでも試算をした結果、そのB/Cが低かったということで断念されておるといことですね。ですから、そのとき今の時代のような考え方が高まっておれば、もしかしたら設計の段階でも、そういったことも可能になったかもしれませんが、その当時はまだまだそういう経済的な面の方からの検討が主なことだったために、結果としてはそういったことが認められなかったということでございます。

○副議長（中西裕司君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

一応検討はされたんですね。

次の財政問題でございますけれども、その人事院勧告のあれは私も知っております。これは一応、鹿島市は聞き出すことはできませんでしたが、佐賀県のあれを、一応資料をもらいました。それを調べてみますと、佐賀県の企業トップ、やっぱり人事院で調べるくらいの企業ですから、かなり佐賀県では優秀企業ですけれども、それよりも公務員は約13%高いと、当然ボーナスにも差が出てくる。そして、一番大きな問題は退職金に大きな違いが出てまいります。公務員は定年まで勤めた場合 59.28カ月分、民間は32.5カ月分ですから、その倍ぐらい、民間が13,000千円ぐらいで、公務員が26,000千円か30,000千円ぐらい、役職によってそれぞれ差はありますけれども、非常に差があるということでございます。

地方公務員法第24条の「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」というふうに決まっております。民間準拠が実際の適用としては国家公務員給与に準ずることで実現されていると考えられていました。これは今、総務部長のおっしゃったとおりでございます。国家公務員でも同じ公務員なので、仕事内容がそれほど変わらなければ国に合わせてよいだろうとされてきたわけでございます。条文には民間の給与も考慮してとあるが、国家公務員の給与が民間準拠で決まっているので、それに準拠すれば自然に民間準拠になるだろうと推論してやってきたわけでございます。こういう決め方をすれば、地方公務員が民間賃金の実態とかけ離れてしまうのは当然であります。

あくまで労働者などを対象とならず、あくまで正規社員が対象となっております。すなわち、民間労働者の中でも比較的賃金の高い労働者だけをすくい上げ、それと比較しているので、地方公務員の給与は地域の実態とかけ離れたものになってしまっています。中小零細企業の多い地域や、鹿島市のように1次産業比率の高い地域では、公務員給与が民間の平均的な給与水準を大幅に上回ることになるわけでありまして。公務員の給与を負担するのは住民で

あり、実際には交付税でほとんど賄われているわけですが、原則としては市民の税金であります。地方公務員の給与を地域の賃金実態をより反映させたものに改めるべきだというのが太田教授の述べられている趣旨でございます、私もその辺は同感するわけでございます。

地域の賃金体系実態に反映させるためにも、市内の給与、退職金、その他の手当などの実態調査をする必要があるということで、先ほど調べる必要があるのではないかと提案したわけでございます。

民間準拠の基礎となる職種別民間給与実態調査においても、これまでよりも規模の小さい企業や、含まれていなかった職も挙げて、より地域の実態に合った基礎調査の必要があるのではないかと、民間と比べて高過ぎる給与を下げてでも、今は若い人の雇用を重視すべきではないかと。そういうふうには、ちょっと矛盾したこともございますけれども、これはヨーロッパで言われている法で何法と言いますか、忘れましてけれども、ある程度の労働時間を短縮して、給与を下げて、その分雇用をふやすという方法がどこかで行われておりますけれども、それはちょっと今失念しましたけれども、そういうふうにして、超過勤務をなるべく減らして、若い人の雇用を考えることはできないかと、これをお願いします。

○副議長（中西裕司君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

御質問の趣旨がちょっとわかりかねるところもございましたけれども、まず民間給与、民間賃金の実態の調査に関してでございますが、これは調査だけをやるとなったら、これは可能かと思えます。ただし、その調査した後には、鹿島市の職員の給与とどうやって比較をするのか、これは私どもはそのマニュアルも持ちませんし、その知識も持ちません。これは県の人事委員会なり人事院が精密な比較をされて、そして何%の差があるというようなことをされるはずでございますので、これはその調査後の方法をまず私どもは持ちません。それで、今後は調査の考えはございませんというような答弁をさせていただきました。

それからもう一つ、いわばワークシェアでございましょうか、超過勤務手当の分で新規の職員を採用できないかというような御趣旨の御質問ではなかったかと思えます。

16年度のこの超勤手当に係る決算額といたしまして約62,000千円、水道事業会計を除きまして62,000千円が超勤の手当でございます。一方、新卒、高卒で市役所に就職した場合、給与のみでございます、これは賞与を入れないででございますけれども、生涯賃金が約161,000千円という試算をいたしております。給与のみで、高卒で補職がなかった場合、役職につかれなかった場合、161,000千円というようなことで、これを前提に単純に計算をします。

今大体、課の数が20課ほどございます。このうちに約半数の10課2係が恒常的に超勤をし

た場合、これを全く超勤をなくした場合には20人を採用しなければならないと思っております。その20人を採用したとき、162,000千円の生涯賃金で20人でございますから、32億円という数字が出てきます。一方、超勤の62,000千円を勤務年数42年、新採で入ってきまして高卒の場合42年ぐらいが勤めることができる年数で、この42を掛けますと26億円ということで、20人は雇えないというような状況が生まれてきます。そこで、この26億円に対応します人数といたしましては、ほぼ13人から16人ぐらいが計算上は可能というようなことが考えられましようけれども、そういった場合に、この残る半数の課で出てくる時期的な超勤、この超勤をどうするかという問題が出てきます。市役所の中で一番超勤が多いものは恒常的な超勤ではございませんで、時期的に超勤をやっているというようなことでございまして、このことから考えますと、例えば13人から16人採用をしたとしても超勤を完全になくすことはできないだろうというようなことが考えられます。それと、超勤が多くなる一つの原因といたしまして、習熟度、例えば、異動があった直後にはどうしてもやはり超勤が多くなるというような傾向もございまして、そういったことにどうして対応をしていくのかというようなことが考えられまして、なかなかこのワークシェア、超勤手当で新規の採用職員に充てるというようなのは、なかなか難しい問題もはらんでいるかというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（中西裕司君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

超勤も特別会計まで含めて私が調べた範囲では約70,000千円ぐらいあったと思います。全部これをなくすということは無理だと思いますけれども、半分に減らしても、若い人、とにかく今は全部、今鹿島市、パソコンは入っておりますけれども、パソコンを入れた割にはそれだけ超過勤務まで、余り減らない超過勤務までやってあるという、そういうのもありますし、今からの若い人のIT能力というものはすばらしいものがございまして、一番有名なホリエモン効果ですね、ああいうふうに若い人の発想というものは非常にずば抜けたものがございまして、それが職員みんなにそうであるということはいいませんけれども、そういうふうに人材を入れていかないと低下してくるのではないかと。合併がこういうふうにしてできなかった場合には、ある程度新陳代謝をやっていかないと硬直化しはしないかという心配をしているわけでございます。

確かに、経営として賃金は、入れた場合は生涯賃金としてはふえるかもしれませんが、それ以上の効果があるのではないかというふうに考えておりますが、その辺はいかがでございましょうか。

○副議長（中西裕司君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

純粹に仕事をさばかし切らんで超過勤務をしようと、これがどれくらいあるかということですけどね。それがまた恒常的に続いていると。これは部署外で対応できるんですね。恒常的にその部署がずうっと、まあ1年間続いてというあんまりばってん、かなりの部分ですね、そしたら、その人の能力いかににかかわらず、やっぱり1人の人間に対して過重な仕事量があるという判断をしますから、そのあたりは調整をいたします。

この超過勤務手当というのはどうしてもですね、例えば、商工会議所の会合がきょう夜あつけん出ていかんばらんとか、そういうものもかなりあるんですね。ですから、御提言としていただきましたので、検討はしてみますが、ちょっと今の段階で、これをじゃあ、そのようにしようという段階には至っておりません。

○副議長（中西裕司君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

一応、これで終わりにしますけれども、超過勤務を切って合理化せろということもありますけれども、それよりも職員の過重労働が、健康管理の問題もありますから、その辺を勘案しながら、人事構成を常に若々しく持って経営していかないと、財政問題だけでは、ちょっと鹿島市が何か気合いが入らないというふうになる心配をしているわけですので、その辺はよくよく配慮してやっていただきたいと思います。

これで終わります。

○副議長（中西裕司君）

以上で14番議員の質問を終わります。よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明16日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時15分 散会